

北谷町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
北谷町



町長あいさつ

昨今の子育てをめぐる状況は、急速な少子化と核家族化に伴う育児負担、また経済的・精神的な不安感によりとても厳しい状況になっております。また、仕事と子育てを両立するため、保育のニーズも多様化し、社会全体で子どもを取り巻く環境の整備と子育て世帯の支援を構築することが求められております。

本町はその厳しい現状を少しでも改善し、町ぐるみで子育て家庭を支えていくため、平成17年度に「北谷町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」、また平成22年に同後期計画を策定し、『笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷』を基本理念に、将来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ住みよいまちとなるため、福祉や保健など様々な分野において子育て支援の推進に取り組んで参りました。

こうした中、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートすることとなり、本町におきましても地域全体で子ども・子育てを支援しながら、幼児期の学校教育・保育、そして地域の子育て支援を総合的に推進するため、ニーズ調査を踏まえた「北谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

地域のニーズに合った質の高い保育や教育を、すべての子どもたちが受けることができる環境整備を行うことで、将来を担う子どもたちに夢と希望を与え、心豊かに成長してほしいと願いを込めた計画となっております。この計画を実現するため、行政また地域ぐるみで連携しこの取組を推進したいと考えております。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見とご提案をいただきました「北谷町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の方々、また「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも、計画の推進に対し、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年3月

北谷町長 野国 昌春

目次

町長あいさつ

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制等	3

第2章 北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計	7
(1)推計人口	7
(2)区域別の推計人口	10
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	15
(1)保育所の状況	15
(2)地域子ども・子育て支援の状況	20
(3)認可外保育施設	24
(4)幼稚園の状況	26
(5)その他	27
(6)区域別の状況	29
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ	31
(1)子育て家庭の状況について	31
(2)母親の就労について	31
(3)教育・保育サービスの利用について	31
(4)土曜、日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望について	31
(5)放課後児童クラブの利用や希望について	32
(6)児童館について	32
(7)育児休業について	32
4. 次世代育成支援行動計画における関連施策の推進状況	33
(1)計画の実施状況(前期)	33
(2)計画の実施状況(後期)	35
5. 現状と課題のまとめ	37
(1)地域特性(児童人口)	37
(2)待機児童対策	37
(3)地域での子育て支援	38
(4)放課後の居場所づくり	38
(5)幼稚園について	38

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	41
2. 計画の基本目標	41
3. 支援対策の体系	42
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	43
(1)教育・保育提供区域とは	43
(2)町の教育・保育提供区域	43

第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	47
(1)北谷町全体	47
(2)北谷中学校区域	52
(3)桑江中学校区域	57
2. 地域子ども・子育て支援事業	62
(1)時間外保育事業	62
(2)放課後児童健全育成事業	63
(3)地域子育て支援拠点事業	66
(4)一時預かり事業	66
(5)病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	67
(6)子育て援助活動支援事業（就学児）	68
(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）	68
(8)利用者支援事業	68
(9)乳児家庭全戸訪問事業	69
(10)養育支援訪問事業	69
(11)妊婦健診事業	69

第5章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	73
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	73
①認定こども園の設置数や普及に関する考え方	73
②保育の質の向上	73
③保幼小連携の推進	74
③-1 保育・教育機関の連携強化	74
③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援	74
③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	74
(2)保育士等の確保の推進	75
①保育士等の確保	75
②幼稚園教諭の確保	75
③放課後の居場所における人材確保	75

③-1 放課後児童指導員の確保	75
③-2 地域人材の確保	76
④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	76
(3) 子どもの居場所づくり	77
①放課後の居場所づくり	77
①-1 放課後子ども総合プランの一体的推進	77
①-2 放課後児童健全育成事業の推進	78
①-3 放課後子ども教室の推進	78
②地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）	79
②-1 児童館の充実	79
②-2 多様な居場所づくり	79
(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）	80
①切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策	80
①-1 母子(親子)健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実	80
①-2 妊婦健診の充実	80
①-3 新生児・産婦訪問事業の充実	80
①-4 未熟児訪問指導の実施	81
①-5 両親学級の充実	81
①-6 母子栄養食品の支給	81
①-7 母乳育児の推進	82
①-8 育児学級の充実	82
①-9 離乳食実習の実施	82
①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）	83
①-11 母子保健推進員の活動支援	83
①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援	83
②子どもの健康支援	84
②-1 予防接種率の向上	84
②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）	84
②-3 乳幼児歯科相談の実施	85
②-4 2歳児歯科健診の実施	85
③食育の推進	85
③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実	85
③-2 保育所における食育の推進	86
③-3 学校における食育の推進	86
③-4 食育についての連携の強化	86
④望ましい生活習慣の確立	86
⑤子どもの事故防止対策	87
⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	87
⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進	87
⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進	87

基本目標 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり	89
(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保	89
① 0歳児、1歳児の保育の拡充	89
② 保育所における5歳児保育の拡充	89
③ 認定こども園の整備	89
④ 公立幼稚園の複数年保育の実施	89
⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実（預けやすい環境整備）	90
⑥ 認可外保育施設との連携・支援	90
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	91
① 地域での子育てネットワークの構築	91
①-1 子育て支援のネットワーク化の推進	91
② 地域子育て支援センターの充実	91
②-1 子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）	91
③ 地域子ども・子育て支援事業の推進	92
④ 新規参入施設の巡回支援	92
(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	93
① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実	93
② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実	93
②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進	93
②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲）	94
②-3 乳幼児健診未受診対策の強化（再掲）	94
②-4 養育支援訪問事業	94
②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化	95
③ ひとり親家庭の支援の充実	95
③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握	95
③-2 生活援助対策の推進	95
④ 障害を持つ児童等への適切な対応	96
④-1 障がいの早期発見、早期支援	96
④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	96
④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実	97
④-4 発達障害の支援の充実	97
(4) 相談、情報提供の充実	98
① 相談機能の充実	98
①-1 子育て支援センターの充実（再掲）	98
①-2 関係機関等による各種相談の充実	98
①-3 利用者支援事業の実施	98
② 情報提供の充実	99
②-1 子育て情報提供の充実	99
②-2 関係機関との連携による情報の提供	99

③経済的負担の軽減	99
③-1 児童手当の給付	99
③-2 就学、就園に対する減免	100
③-3 医療費の助成	100
③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	100

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知	103
2. 計画の推進体制	103
3. ニーズ等の定期的な把握	103
4. PDCAサイクルによる進行管理の実施	104

～ 資料編 ～

資料1：北谷町子ども・子育て会議規則	107
資料2：北谷町子ども・子育て会議委員名簿	109
資料3：北谷町附属機関設置条例	110
資料4：「北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ	112



第1章

計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制等

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

現代の子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。女性の社会進出による共働き家庭の急増が要因となっていますが、中でも産休明け、育休明けでの0歳児の受け入れ不足が深刻であり、子どもを預けたいときに預けられないという状況が解消されず、仕事や生活に支障を来す家庭も多くなっています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。さらに、非正規雇用、パート・アルバイトの増加など、経済的な面からも厳しい状況が続き、就労環境においても仕事と子育てを両立させることが依然として容易ではない状況となっています。

町においては、国の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年制定）に基づき、平成17年には次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、平成22年には前期計画を見直した後期計画も策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために、総合的な視点から様々な事業を展開してきました。

さらに国では、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな支援システムの構築を目指し、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

町では、このような国の方向性を踏まえ、新制度に基づき策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであり、「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小の連携、教育・保育の質の確保等といった事業計画に掲げるべき内容とともに、次世代育成支援行動計画も一体的に策定し、子どもの健やかな育ちと安心、安全に子育てができる環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと(平成 37 年 3 月 31 日まで)から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け、一体的に策定します。また、計画の中に母子保健に関する事項も盛り込むことで、母子保健計画も包括的に策定することとしています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本町の上位計画である「北谷町第 5 次総合計画」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する町の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

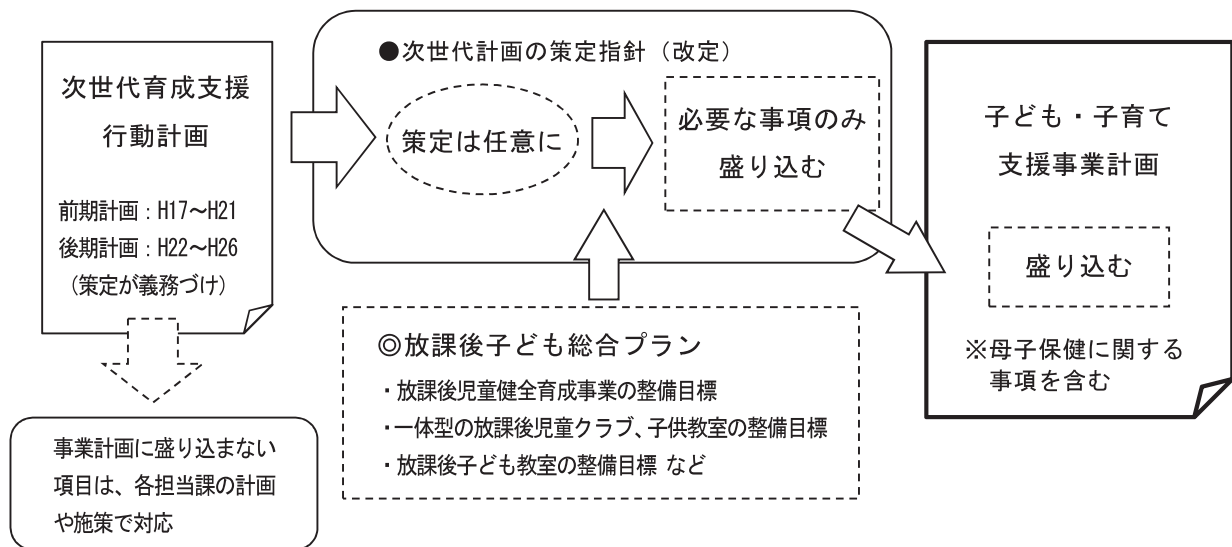
(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略)その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援の計画であり、市町村は策定が義務付けされていました。この計画は平成 27 年度以降は、改正された次世代育成支援対策推進法により任意での策定となり、また「計画の一部のみの策定」、「子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定」することも可能となりました。本町では、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業といった子育て支援サービス等の確保方策、保幼小の連携、保育の質の確保などを必須項目として掲げる子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画の一部を一体的に策定し、子どもの育ちを保障し、また子育てをしやすい環境づくりを目指します。

また、小学生が健全に、安全に、放課後を過ごすために、「放課後子ども総合プラン」を本計画の中に盛りこみ、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室のさらなる推進を図ります。



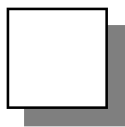
4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
策定		計画期間（5年）				

5. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、県や圏域の市町村との情報交換、庁内の関係課との意見交換により取り組みの吟味を行ったほか、平成26年より有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「北谷町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。



第2章

北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ
4. 次世代育成支援行動計画における関連施策の推進状況
5. 現状と課題のまとめ

第2章 北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 推計人口

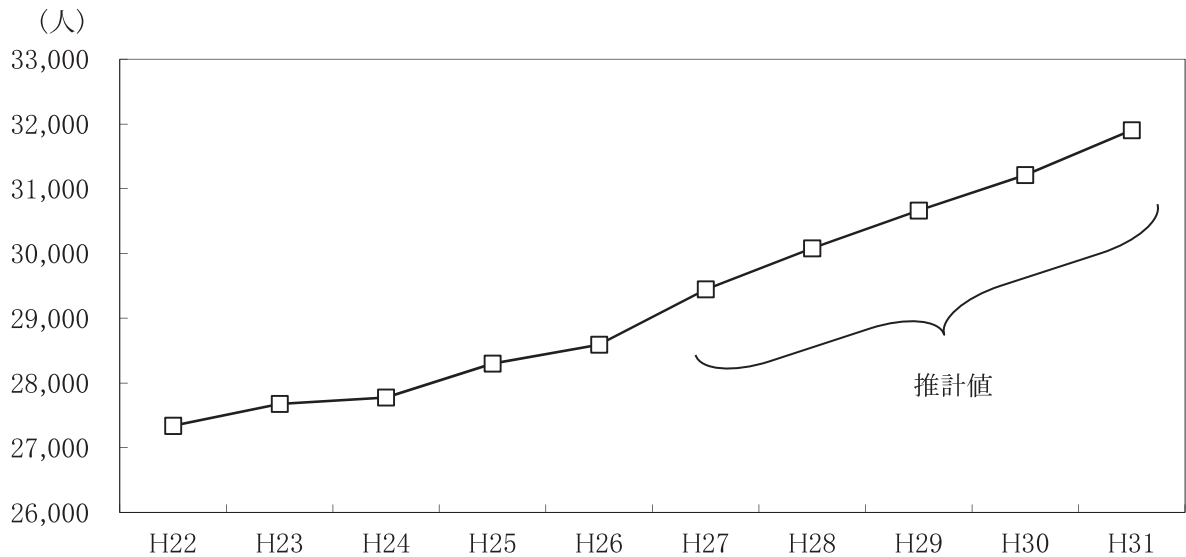
① 総人口

総人口は今後も増加を続けていくと予測されます。平成25年から平成26年の増加人数が294人となっていますが、今後は一年当たり500人を超える増加が見込まれています。

実績値	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実績人口	27,340	27,676	27,775	28,299	28,593
前年からの増加	—	336	99	524	294

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成26年→平成31年
総人口推計値	29,447	30,078	30,664	31,208	31,904	+2,457
前年からの増加	854	631	586	544	696	

総人口



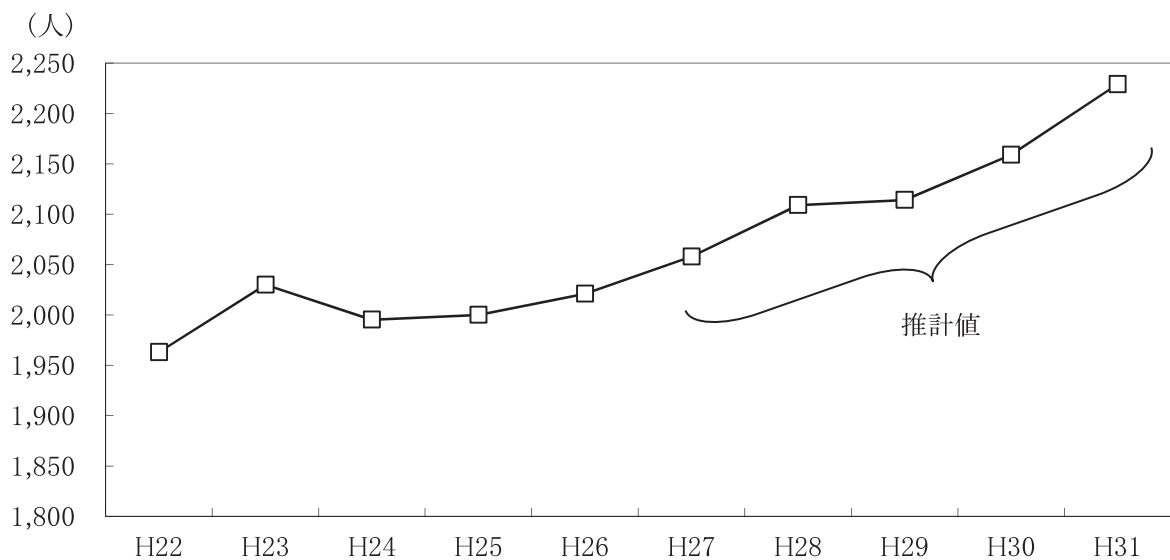
②0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児は、平成27年と平成29年を除き、一年当たり50人前後の増加で推移すると見込まれています。

実績値	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実績人口	1,963	2,030	1,995	2,000	2,102
前年からの増加	—	67	▲35	5	102

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成26年→平成31年
総人口推計値	2,058	2,109	2,114	2,159	2,229	+127
前年からの増加	▲44	51	5	45	70	

0～5歳児人口



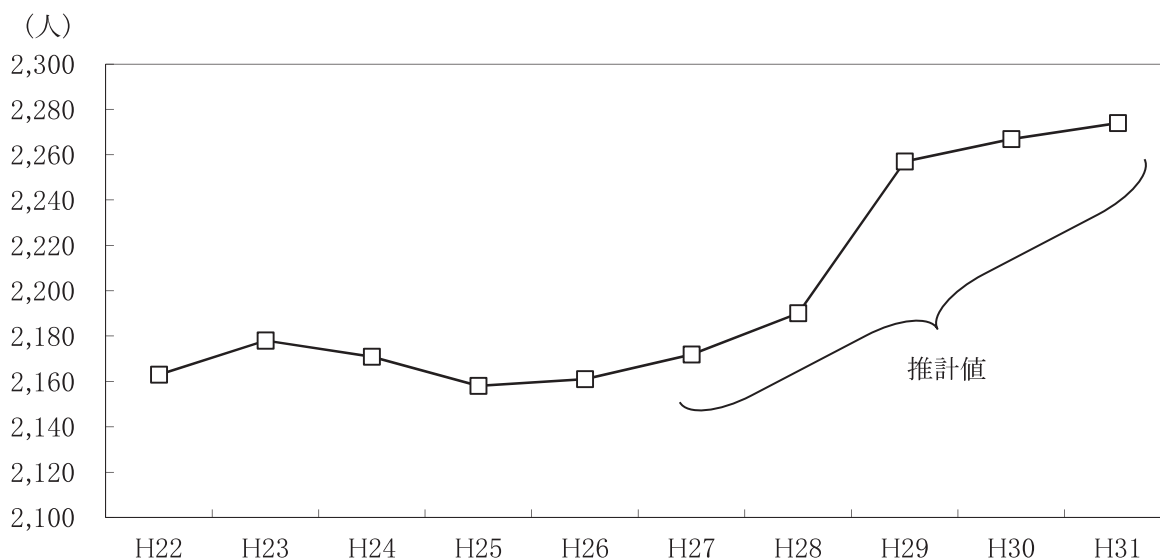
③ 6～11歳児（小学生）

6～11歳児は、実績では減少で推移してきたものの、平成27年以降は増加に転じると予測される。平成29年には突出した増加がみられますが、その他の年は概ね10人前後の増加と見込まれています。

実績値	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実績人口	2,163	2,178	2,171	2,158	2,145
前年からの増加	—	15	▲7	▲13	▲13

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成26年→平成31年
総人口推計値	2,172	2,190	2,257	2,267	2,274	+129
前年からの増加	27	18	67	10	7	

小学生（6～11歳児）

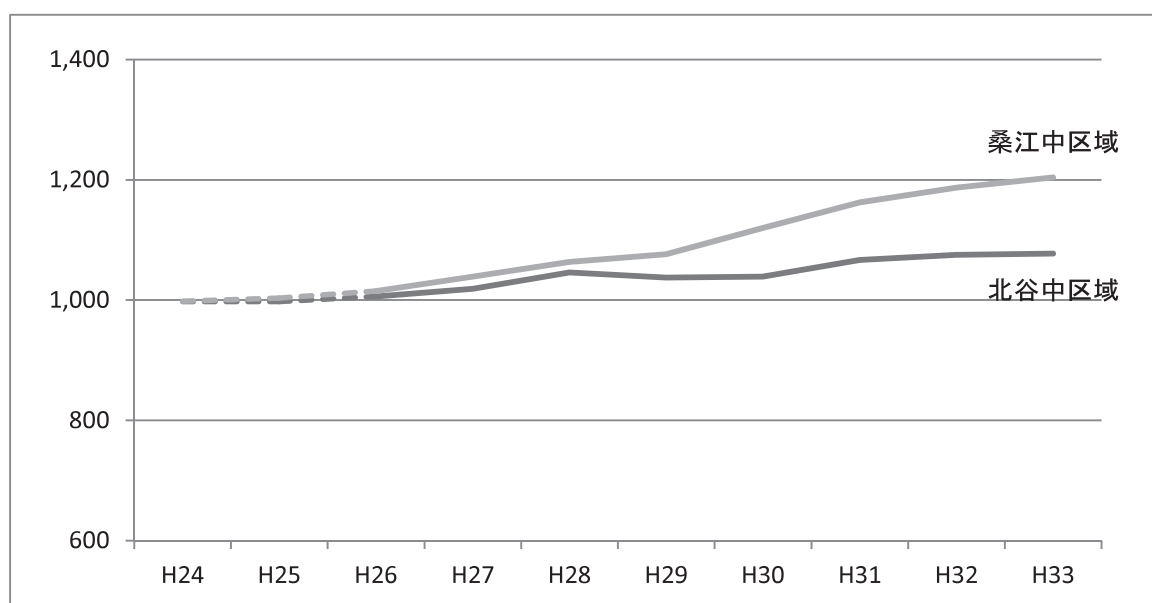


(2) 区域別の推計人口

① 0～5歳児の推計

北谷中学校区、桑江中学校区ともに増加で推計されていますが、桑江中学校区は平成29年以降、大きく増加すると見込まれています。

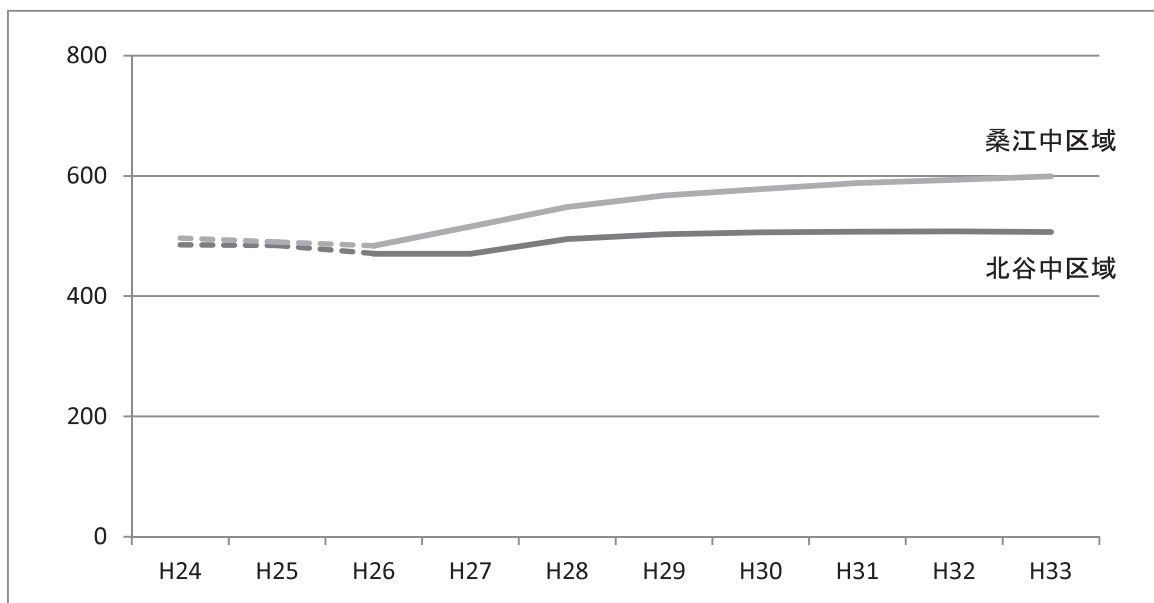
0～5歳児	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
総数	1,995	2,000	2,021	2,058	2,109	2,114	2,159	2,229	2,262	2,281
北谷中区域	997	997	1,006	1,019	1,046	1,037	1,039	1,066	1,075	1,077
桑江中区域	998	1,003	1,015	1,039	1,063	1,077	1,120	1,163	1,187	1,204



②0～2歳児の推計

0～2歳児でも0～5歳児と同様の傾向であり、桑江中学校区の方が増加が大きいと推計されています。北谷中学校区は平成29年以降は横ばい傾向での推移と予測されています。

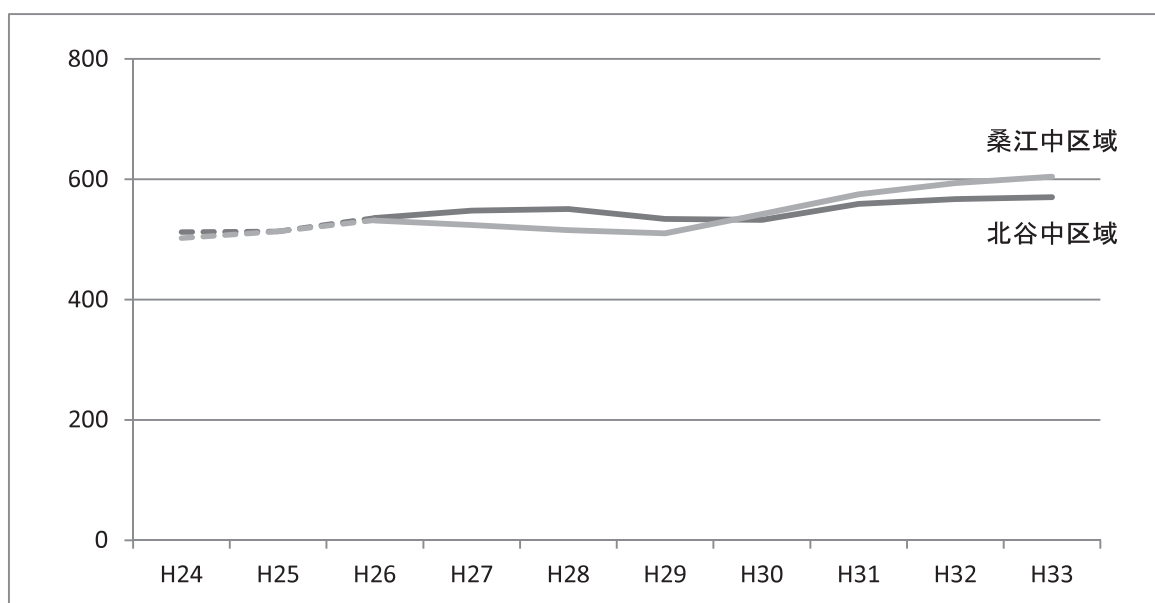
0～2歳児	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
総数	981	974	954	986	1,043	1,070	1,084	1,095	1,101	1,106
北谷中区域	485	484	470	470	495	503	506	507	508	507
桑江中区域	496	490	484	516	548	567	578	588	593	599



③ 3～5歳児の推計

3～5歳児では、平成29年頃まで減少傾向ですが、平成30年以降では増加に転じます。平成30年以降では、桑江中学校区の方が北谷中学校区を上回ると予測されています。

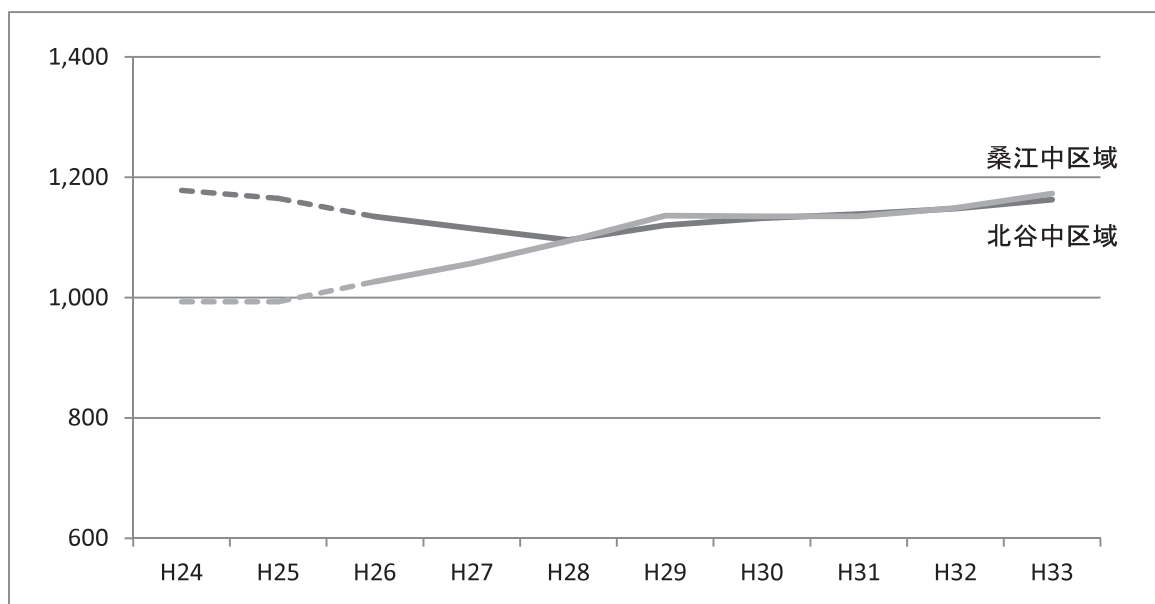
3～5歳児	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
総数	1,014	1,026	1,067	1,072	1,066	1,044	1,075	1,134	1,161	1,175
北谷中区域	512	513	536	548	550	534	533	559	567	570
桑江中区域	502	513	531	524	516	510	542	575	594	605



④ 6～11歳児(小学生)の推計

6～11歳の小学生にあたる世代では、桑江中学校区が平成29年まで急増し、その後は北谷中学校区と同程度の人数で推移すると推計されています。

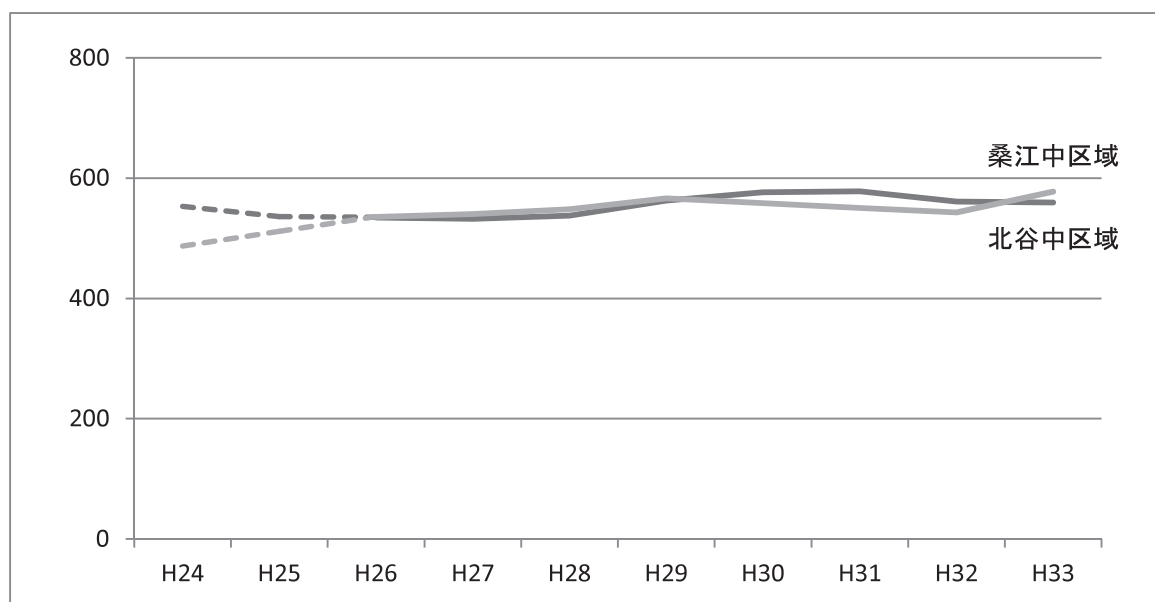
6～11歳児	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
総数	2,171	2,158	2,161	2,172	2,190	2,257	2,267	2,274	2,297	2,336
北谷中区域	1,178	1,165	1,134	1,115	1,096	1,120	1,132	1,139	1,148	1,163
桑江中区域	993	993	1,027	1,057	1,094	1,137	1,135	1,135	1,149	1,173



⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

小学校低学年にあたる6～8歳児では、北谷中学校区、桑江中学校区とも平成29年まで増加傾向で推移します。その後、平成31年までは、北谷中学校区は増加傾向、桑江中学校区は減少傾向と予測されます。

6～8歳児	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
総数	1,040	1,047	1,070	1,073	1,086	1,129	1,135	1,128	1,104	1,137
北谷中区域	553	536	535	532	537	562	577	578	561	559
桑江中区域	487	511	535	541	549	567	558	550	543	578



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 保育所の状況

① 保育所入所申込児童数の推移

保育所の申込者数は増加傾向で推移しています。平成25年4月では812人です。前年より30人増加、平成21年からは81人伸びています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3歳未満児	363	373	403	375	411
3歳以上児	368	374	383	407	401
総数	731	747	786	782	812

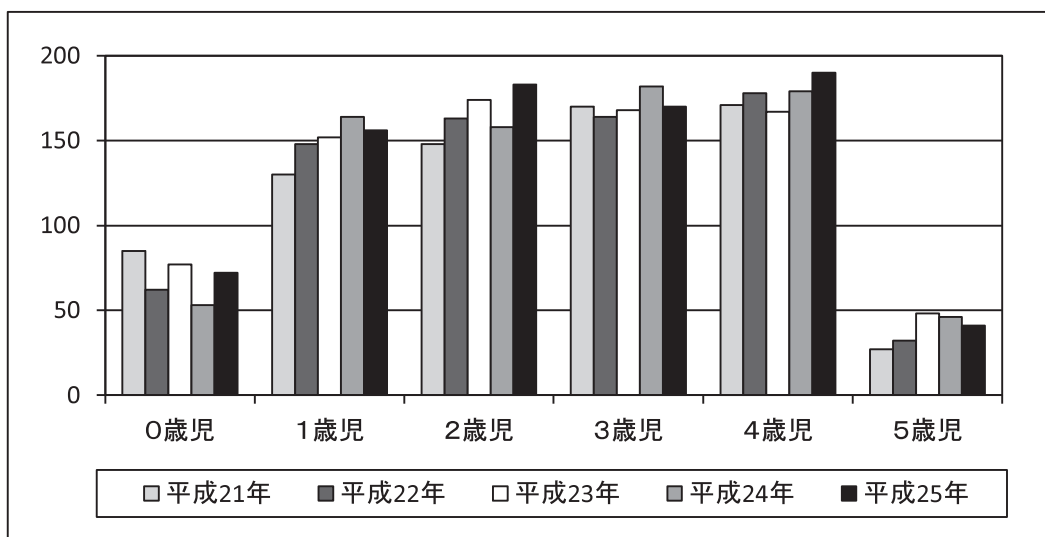
※各年4月1日現在

年齢別にみると、1～4歳は増加傾向にありますが、0歳児と5歳児は減少傾向にあります。平成25年では、4歳児の申し込みが190人でもっとも多く、次いで2歳児の183件となっています。

(年齢別内訳)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳児	85	62	77	53	72
1歳児	130	148	152	164	156
2歳児	148	163	174	158	183
3歳児	170	164	168	182	170
4歳児	171	178	167	179	190
5歳児	27	32	48	46	41
総数	731	747	786	782	812

※各年4月1日現在



②保育所定員と入所児童数の推移

保育所は、平成 23 年から 600 人の定員となっており、以降の入所児童数は 670～680 人程度で推移しています。入所については弾力化による対応を行っています。弾力化は概ね 115%前後で実施しており、入所児童数は平成 25 年で 684 人となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
定員	555	555	600	600	600
入所児童数	615	649	688	679	684
弾力化率	110%	116%	114%	113%	114%

※各年 4 月 1 日現在

②-1 保育所一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

町内の保育所は、平成 25 年 4 月現在で公立 3 か所、法人 4 か所の計 7 か所整備されています。各園とも定員を上回る児童数を受け入れています。

また、入所児童数は 4 月の 684 人から 10 月には 724 人へと 40 人増加しています。その約半数が 0 歳児です。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
謝苜保育所	90	89	10	16	17	20	24	2
上勢保育所	60	72	0	9	19	15	22	7
美浜保育所	60	72	7	12	12	18	21	2
愛育保育園	150	168	11	33	35	35	37	17
ひだまり保育園	90	109	6	23	25	25	30	0
ファミリー保育園	90	99	7	17	24	20	27	4
絆保育園	60	75	7	12	18	18	17	3
総 数	600	684	48	122	150	151	178	35

※平成 25 年 4 月 1 日現在

②-2 保育所一覧（平成 25 年 10 月 1 日現在）

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
謝苜保育所	90	89	11	15	17	19	25	2
上勢保育所	60	76	0	11	19	17	22	7
美浜保育所	60	73	8	12	12	18	21	2
愛育保育園	150	180	17	36	36	36	38	17
ひだまり保育園	90	121	12	26	27	26	30	0
ファミリー保育園	90	102	12	18	24	18	27	3
絆保育園	60	83	11	15	18	18	18	3
総 数	600	724	71	133	153	152	181	34

※平成 25 年 10 月 1 日現在

②-3 4 月時点と 10 月時点の保育所入所児童数の比較

	総数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
4 月児童数	684	48	122	150	151	178	35
10 月児童数	724	71	133	153	152	181	34
増加人数	40	23	11	3	1	3	▲1

※平成 25 年度実績

②-4 保育所一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

平成 26 年 4 月は、定員を 660 人と前年より 60 人増やし対応しています。認可保育園は各園とも定員を上回る児童数となっています。年齢別では、3 歳児が 174 人でもっとも多いほか、2 歳児、4 歳児も 160 人台で非常に多いです。また、5 歳児が 84 人で、前年の 35 人から大きく増加しています。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
謝苜保育所	90	87	6	17	18	19	22	5
上勢保育所	90	88	5	17	18	23	21	4
美浜保育所	60	68	4	12	14	15	19	4
愛育保育園	150	164	10	27	36	34	39	18
ひだまり保育園	90	123	6	22	27	28	22	18
ファミリー保育園	90	115	10	17	24	25	20	19
絆保育園	90	123	7	22	25	30	23	16
総 数	660	768	48	134	162	174	166	84

※平成 26 年 4 月 1 日現在

③保育所入所待機児童数の推移

保育所の待機児童数について各年4月の状況をみると、60～70人程度で推移しています。平成24年と平成25年にはそれぞれ69人、70人でしたが、平成26年には62人と微減しました。入所定員を増やしたことも要因の一つと考えられます。待機児童は3歳未満が多く、特に平成26年は待機児童の88.7%が3歳未満となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3歳未満児	42	55	47	47	55	55
3歳以上児	19	15	11	22	15	7
総数	61	70	58	69	70	62

※各年4月1日現在

③-1 年齢別の保育所入所待機児童数の推移

待機児童数を年齢別にみると、1歳児が特に多いです。平成26年では1歳児が待機児童の37%を占めています。また、平成26年では0歳児の待機が近年ではもっとも多く、19人となっています。1歳児と0歳児をあわせると、待機児童の67.7%を占めます。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	9	13	8	7	9	19
1歳児	21	25	21	25	25	23
2歳児	12	17	18	15	21	13
3歳児	15	11	6	11	8	6
4歳児	4	4	5	11	7	1
5歳児	0	0	0	0	0	0
総数	61	70	58	69	70	62

※各年4月1日現在

③-2 4月時点と10月時点の待機児童数の比較

待機児童数を4月と10月の状況で比較すると、0歳児が4月は9人であったのに対し、10月では23人と大幅に増加しています。産休・育休明けでの保育所希望など、年度途中からの入所を希望する人が多いことが要因の一つとなっています。その他の年齢は数人の増減です。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成25年4月	9	25	21	8	7	0	70
平成25年10月	23	25	19	9	4	0	80
増減	14	0	▲2	1	▲3	0	10

③-3 区域別(中学校区別)の待機児童数

	町全体	北谷中学校区	桑江中学校区
0歳児	19	4	15
1歳児	23	9	14
2歳児	13	5	8
3歳児	6	3	3
4歳児	1	1	0
5歳児	0	0	0
計	62	22	40

※平成26年4月1日現在

③-4 待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、常勤での就労中が53%でもっとも高く、次いで求職中の40%となっています。

	就労中		求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
	常勤	非常勤			
人数	37	0	28	5	70
構成比	53%	0%	40%	7%	

※平成25年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

①地域子ども・子育て支援事業の実施保育所の状況

ア) 土曜日の保育

町内の保育所全園で土曜日の保育を行っています。実施時間は7:00～13:00ですが、法人保育園では保護者の勤務時間に応じて、18:00までの延長も可能としています。

イ) 延長保育

町内の全ての保育所で実施しています。

ウ) 一時預かり・特定保育

一時預かりは公立保育所2カ所、法人保育園1カ所で実施しています。

特定保育は公立保育所2カ所、法人保育園2カ所で実施しています。

保育所名	土曜日の保育		延長保育	一時預かり	特定保育	地域子育て支援センター
	実施箇所	時間帯				
謝苜保育所	○	7:00～13:00	○	○	○	○
上勢保育所	○	7:00～13:00	○	○	○	
美浜保育所	○	7:00～13:00	○			
愛育保育園	○	7:00～13:00	○		○	
ひだまり保育園	○	7:00～13:00	○			○
ファミリー保育園	○	7:00～13:00	○	○	○	○
絆保育園	○	7:00～13:00	○			

※平成25年4月1日現在

①-1 延長保育事業の利用状況

延長保育事業は平成23年度まで利用が増加し、その後は延べ利用人数10,000人台で推移しています。平成25年度は利用延べ人数が10,377人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	818	9,217	13,374	11,799	10,377

①-2 一時預かりの利用状況

一時預かりは年間利用延べ人数が1,100～1,500人程度で推移しています。平成26年度は前年より大きく増加し、1,506人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	1,168	1,302	1,365	1,183	1,506

①-3 特定保育の利用状況

特定保育利用者は、平成21年度の875人から平成25年度には1,609人へと概ね増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	875	947	1,467	688	1,609

①-4 地域子育て支援拠点事業の利用状況

町内には地域子育て支援センターが3カ所あり、相談や子育て家庭の交流の場等となっています。年間の利用延べ人数は平成25年度で16,641人、1カ所1日あたり20人程度利用しています。

名称	年齢	年間利用延べ人数				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
謝苜保育所 子育て支援センター	3歳未満	3,707	3,083	2,093	1,899	2,221
	3歳以上	1,153	920	915	1,107	825
	計	4,860	4,003	3,008	3,006	3,046
ひだまりの里 子育て支援センター	3歳未満				4,185	2,699
	3歳以上				7,085	8,264
	計	9,951	13,128	8,320	11,270	10,963
ちゅらはまみはま	3歳未満					
	3歳以上					
	計	2,664	3,248	4,279	3,437	2,632
合計		17,475	20,379	15,607	17,713	16,641

②病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、利用延べ人数は平成21年度は478人となっていました。その後は減少し、平成25年度実績は251人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延べ人数	478	268	358	252	251

③ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターの会員数をみると、「おねがい会員」は年々増加しており、平成25年度には425人となっています。「まかせて会員」も増加していますが、平成25年度で89人であり、預かる会員が少ない状況にあります。

利用状況をみると、年間延べ利用人数は平成25年度で3,221件で、前年度よりも795件増加しています。利用の77.8%は就学前児童が占めています。小学生での利用は715件となっています。

③-1 会員数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員	153	227	272	346	425
まかせて会員	35	52	64	74	89
どっちも会員	10	23	26	33	44

③-2 延べ利用人数

	年間延べ利用人数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳～5歳児				1,801	2,506
小学生				625	715
合計	1,057	1,577	2,262	2,426	3,221

④放課後児童クラブ(学童クラブ)の推移

町内には8か所の放課後児童クラブ(学童クラブ)があり、年間240人が利用しています。1年生の利用がもっとも多く、平成25年度では104人となっています。4年生以上の高学年になると利用は非常に少なくなります。

また、本事業は小学生の放課後対策として実施するものですが、未就学児の利用が41人(平成25年4月現在)となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
クラブ数	5	5	5	5	5
利用者数計	227	196	180	202	240
未就学児	31	22	8	54	41
1年生	94	75	83	84	104
2年生	56	65	47	44	66
3年生	29	22	34	14	20
4年生以上	17	12	8	6	9

※各年4月時点

名称	地区 (字名)	利用者数					
		計	未就学児	1年生	2年生	3年生	4年以上
ひだまり学童	桃原	58	17	22	18	1	0
なかよし学童	吉原	30	0	16	5	6	3
ふれんど学童	宮城	32	4	16	12	0	0
学童教室太陽の子(本校)	吉原	72	13	37	16	4	2
学童教室太陽の子(上勢校)	上勢頭	48	7	13	15	9	4
総数		240	41	104	66	20	9

※平成25年4月1日現在

(3) 認可外保育施設

① 認可外保育施設の状況

町内には、認可外保育施設が23か所あり、平成25年4月現在で904人を受け入れています。町内は外国人が多いこともあり、外国人向けの保育施設も多いです。全体の半分程度がこれにあたります。

施設名	地区 (字名)	利用者数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
We Care International Preschool	上勢頭	55	6	9	6	15	11	8
ちびっこ育児園	上勢頭	28	4	7	7	4	6	0
United Christian Daycare and Pre-K Academy	上勢頭	47	2	7	6	8	15	9
イーストウェストモンテソーリ スクール	上勢頭	41	0	0	4	10	12	15
中央保育園	桑江	52	0	7	14	15	16	0
にらい保育園	桑江	41	3	10	15	8	5	0
たんぼぼ乳児園	宇地原	13	3	6	4	0	0	0
Golden Mind Achievers	宇地原	63	9	10	12	16	8	8
Ai International Preschool	北前	74	5	11	25	18	15	0
育伸北前幼児園	北前	3	0	0	2	0	1	0
キティキャッスル国際保育センター	北前	27	0	2	7	9	7	2
子どもの森	北前	19	0	1	5	4	7	2
サンシャインモンテソーリスクール	北前	89	8	9	24	20	20	8
Busy Bee School	北前	37	0	0	7	6	12	12
マザーグース保育園	北前	24	1	4	9	8	2	0
マミール保育園	北前	46	3	7	11	10	15	0
オキナワモンテソーリスクール	宮城	24	0	0	3	4	11	6
はっぴーらんど保育園	宮城	27	2	3	4	12	6	0
リトルエンジェルインターナショナルプリスクール	宮城	13	1	5	0	3	1	3
Baby123	宮城	25	3	1	9	9	2	1
つぼみ保育園	宮城	35	0	5	15	9	6	0
サンタモニカインターナショナルキッズ	浜川	60	0	6	12	13	15	14
レインボーモンテソーリエデュケーションセンター	砂辺	71	4	10	16	25	13	3
総 数		914	54	120	217	226	206	91

※平成25年4月1日現在

①-1 町内の認可外保育施設の市町村別の利用状況

町内の認可外保育施設の市町村別の利用状況を見ると、町内からの利用が 375 人で圧倒的に多く 48%を占めていますが、これに次いで「基地内」が 201 人と非常に多く、利用者の 25%を占めています。そのほか、宜野湾市、沖縄市からの利用が比較的多くなっています。

計	那覇市	宜野湾市	浦添市	沖縄市	うるま市	読谷村	嘉手納町	北谷町	中城村	その他	基地内
783	5	69	5	69	6	20	15	375	12	6	201

※県資料より(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より)

①-2 町外の認可外保育施設の利用状況

町外の認可外保育施設の利用状況を見ると、沖縄市の施設利用がもっとも多く 46 人、嘉手納町が 26 人、宜野湾市が 16 人、恩納村が 4 人、その他が 6 人となっています。

計	宜野湾市	沖縄市	恩納村	嘉手納町	その他
98	16	46	4	26	6

※県資料を参考(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より)

(4) 幼稚園の状況

① 公立幼稚園の受入児童数推移

公立幼稚園の受け入れは5歳児のみの1年保育であり、毎年、260人～270人くらいで推移しています。平成25年は262人となっています。

午後の預かり保育は全園で実施しており、平成25年は120人が利用しています。また、給食も実施しています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3歳児	-	-	-	-	-
4歳児	-	-	-	-	-
5歳児	263	260	269	263	262
総数	263	260	269	263	262

①-1 公立幼稚園別の入園状況

施設名	定員	入園者数				午後の預かり保育		
		計	3歳児	4歳児	5歳児	定員	利用者数	給食有無
北谷幼稚園	無	53	-	-	53	無	20	有
北玉幼稚園	無	76	-	-	76	無	41	有
浜川幼稚園	無	60	-	-	60	無	29	有
北谷第二幼稚園	無	73	-	-	73	無	30	有
総数		262			262		120	

※平成25年5月1日現在

※「午後の預かり保育」定員 … 原則として1学級30人以下。年度途中の学級増はしない。

② 私立幼稚園

町内に私立幼稚園はありませんが、町外の園の利用者が80人となっています。利用先の市町村は、嘉手納町が39人でもっとも多く、沖縄市が17人、宜野湾市が13人等となっています。

計	宜野湾市	沖縄市	うるま市	嘉手納町	北中城村	中城村	その他
80	13	17	4	39	2	4	1

※県資料より(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より)

(5) その他

①放課後子ども教室の推移

放課後子ども教室の実施数は、平成25年度で12カ所となっており、前年度から2カ所増となっています。利用者も増えており、平成25年度は273人が利用しています。1年生から6年生まで幅広い利用となっていますが、低学年での利用が比較的多いです。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども教室数	16	11	9	10	12
利用者数計	282	312	229	197	273
1年生	38	54	40	41	69
2年生	44	80	45	46	48
3年生	81	71	59	28	67
4年生	59	53	43	26	34
5年生	37	39	33	12	36
6年生	23	15	9	44	19

①-1 放課後子ども教室の利用状況

名 称	地区 (学校)	利用者数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
北谷っ子(チャレンジ)	北谷小	28	8	9	8	0	3	0
〃 (英会話)	北谷小	34	9	9	12	0	4	0
北玉チャレンジ(英会話)	北玉小	13	5	4	2	2	0	0
〃 (琉舞)	北玉小	10	5	2	0	2	0	1
〃 (チャレンジ)	北玉小	26	3	5	2	2	11	3
浜川っ子(三線)	浜川小	15	0	0	6	5	3	1
〃 (英会話)	浜川小	24	0	0	14	8	1	1
〃 (茶道)	浜川小	13	0	3	8	0	2	0
北二っ子(英会話)	北谷第二小	49	22	9	6	5	4	3
〃 (茶道)	北谷第二小	38	15	2	6	8	2	5
しまくとぅば	ちゃたんエリセンター	12	1	1	2	0	3	5
サタデースクール	上勢区公民館	11	1	4	1	2	3	0
総 数		273	69	48	67	34	36	19

※平成25年度の状況

②児童館の推移

町内の児童館は3カ所あり、平成25年度の利用延べ人数は49,716人となっています。1カ所で1ヶ月当たり1,381人が利用している換算となります。利用は小学校低学年が多く、利用の約7割を占めています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童館数	3	3	3	3	3
延べ利用者数計	51,793	51,966	50,300	50,836	49,716
1年生	11,093	14,913	10,007	12,545	12,540
2年生	10,676	11,823	12,474	9,730	10,175
3年生	9,668	8,381	11,385	10,714	10,095
4年生	9,778	7,461	5,842	7,516	6,443
5年生	4,286	4,982	5,561	4,322	6,574
6年生	3,673	2,130	3,643	4,465	2,411
中学生以上	2,619	2,276	1,388	1,544	1,478

②-1 児童館の利用状況

名 称	地区 (学校)	利用者数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
上勢桑江児童館	北谷・北谷第二	17,849	5,332	2,960	4,056	2,200	2,120	1,181
宮城児童館	浜川	11,359	3,133	2,529	2,886	1,371	1,294	146
北玉児童館	北玉	19,030	4,075	4,686	3,153	2,872	3,160	1,084
総 数		48,238	12,540	10,175	10,095	6,443	6,574	2,411

※平成25年度の状況

(6) 区域別の状況

①北谷中学校区域										
総人口 (H25. 4)	14,562	<div style="text-align: center;">子ども人口の推計</div>								
0~5歳児 (H25. 4)	997									
6~11歳児 (H25. 4)	1,165									
保育所	3ヶ所		上勢保育所		ひだまり保育園		絆保育園			
	利用者		定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		(H25. 4)	210人	256人	13人	44人	62人	58人	69人	10人
		(H25. 10)	210人	275人	23人	52人	64人	61人	70人	5人
		(H26. 4)	270人	334人	18人	61人	70人	81人	66人	38人
待機児童(H26. 4)		22人	4人	9人	5人	3人	1人	0人		
地域子ども・子育て支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 (3ヶ所) ・一時預かり (1ヶ所) ・特定保育 (1ヶ所) ・地域子育て支援センター (1ヶ所) ・病児・病後児保育 (ヶ所) 								
認可外 保育施設	6ヶ所		We Care International Preschool United Christian Daycare and Pre-K Academy イーストウェストモンテソーリ スクール ちびっこ育児園 中央保育園 にらい保育園							
	利用者		定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	(H25. 4)			264人	15人	40人	52人	60人	65人	32人
幼稚園	2ヶ所		北谷幼稚園 北谷第二幼稚園 (2ヶ所とも預かり保育あり)							
	利用者		126人 (定員無し)		預かり保育利用者		50人 (定員無し)			
小学校	2ヶ所		北谷小学校 北谷第二小学校							
放課後児童 クラブ	4ヶ所		ひだまり学童			学童教室太陽の子(本校)				
	利用者	計		未就学児	1年	2年	3年	4年以上		
		208人	37人	88人	54人	20人	9人			
児童館	1ヶ所		上勢桑江(わんぱく)児童館							

②桑江中学校区域

総人口 (H25. 4)	13,737	子ども人口の推計									
0～5歳児 (H25. 4)	1,003										
6～11歳児 (H25. 4)	993										
保育所	4ヶ所		謝苜保育所 美浜保育所		愛育保育園		ファミリー保育園				
	利用者		定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		(H25. 4)		390人	428人	35人	78人	88人	93人	109人	25人
		(H25. 10)		390人	444人	48人	81人	89人	91人	111人	24人
		(H26. 4)		390人	434人	30人	73人	92人	93人	100人	46人
	待機児童(H26. 4)			40人	15人	14人	8人	3人	0人	0人	
地域子ども・子育て支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(4ヶ所) ・一時預かり(2ヶ所) ・特定保育(3ヶ所) ・地域子育て支援センター(2ヶ所) ・病児・病後児保育(ヶ所) 									
認可外 保育施設	17ヶ所		たんぽぽ乳児園 Golden Mind Achievers Ai International Preschool サンタモニカインターナショナルキッズ キンイキャッスル国際保育センター レインボーモンテソーリエドケイションセンター はっぴーらんど保育園 リトルエンジェルインターナショナルプリスクール サンシャインモンテッソーリスクール Busy Bee School 育伸北前幼児園 マミール保育園 オキワモンテッソーリスクール Baby123 つぼみ保育園 マザーグース保育園 子どもの森								
	利用者		定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	(H25. 4)			650人	39人	80人	165人	166人	141人	59人	
幼稚園	2ヶ所		北玉幼稚園 浜川幼稚園(2ヶ所とも預かり保育あり)								
	利用者		136人(定員無し)			預かり保育利用者		70人(定員無し)			
小学校	2ヶ所		北玉小学校 浜川小学校								
放課後児童 クラブ	1ヶ所		ふれんど学童								
	利用者		計	未就学児	1年	2年	3年	4年以上			
			32人	4人	16人	12人	0人	0人			
児童館	2ヶ所		宮城(わくわく)児童館 北玉(ハッピー)児童館								

3. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 子育て家庭の状況について

- 相談先は、身近な人以外では、「保育士」「学校の先生」が高くなります。
- 家庭等で保育している人はあまり相談先がない、しかも、教育・保育サービス利用者よりも悩みを抱えている比率が高くなります。
- 子育てに孤独を感じる比率も家庭保育者の方がやや高くなります。
- 子育て支援で地域に望むことは、「犯罪」「交通安全」「危険な遊び」「いじめ」について地域の見守りが高いです。

(2) 母親の就労について

- （就学前）「フルタイムで就労」が約4割、「パート・アルバイト」が約3割、「働いていない」が約3割あります。
- （就学前）現在働いていない母親のうち、就労希望が7割を占めます。（パート・アルバイト希望が7割以上）
- 現在働いていない母親の約6割が、教育・保育サービスを利用しています。利用先は「認可外保育施設」が多く4割以上あります。

(3) 教育・保育サービスの利用について

- 教育・保育サービスを利用している家庭は8割を占めます。1歳児からの利用が非常に高いですが、0歳児でも約4割が預けています。
- 預け先では「認可外の保育施設」が29%、「法人の保育所」が26%です。
- 「空きがない」ために利用していない人は2割半ばです。
- 現在利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね8割以上となっていますが、現在「認可外保育施設」を利用している人では、今後も認可外を希望する比率は4割と低く、保育所の希望が4割程度みられます。
- 教育・保育サービスを利用する際は、「居住地の近く」が非常に高く望まれています。
- 現在は町外の保育施設に預けている比率が13.8%、しかし、町外を希望する比率は1.9%あります。
- 幼稚園に3歳から通わせたいという声は約3割、4歳から通わせたいという声は約2割となっています。

(4) 土曜・日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望について

- 土曜日は6割、日曜・祝日は約3割の利用希望となっています。

(5) 放課後児童クラブの利用や希望について

- 就学前では小学校低学年の時期に利用したいという声が約4割あります。しかし、小学生への調査では、現在の利用が約2割(1年生の利用は約3割)となっています。
- 小学1年生の放課後児童クラブの利用希望は5割です。3年生でも29.9%あります。
- 浜川小学校で比較的希望が高いです(4割強)。
- 放課後児童クラブの実施場所は、「学校敷地内の専用施設」「学校の余裕教室」といった声が高いです。
- 放課後児童クラブを利用していない理由では、料金が高いという回答が約4割を占めます。

(6) 児童館について

- 児童館の利用は45%程度です。北谷中学校区、桑江中学校区とも同程度の利用率です。
- 利用しない理由としては、近くにないからという回答が2割程度あります。小学校では北谷小学校が約30%、浜川小学校が24%でほかの2校より高いです。

(7) 育児休業について

- 取得した人は約35%です。
- 希望する育児休業期間より早く復帰した人では、経済的理由とする人が42%、希望する保育所に入るためという回答が36%あります。
- 希望より遅く復帰した理由では、希望する保育所に入れなかったからという回答が6割あります。

4. 次世代育成支援行動計画における関連施策の推進状況

(1) 計画の実施状況(前期)

【平成17年度実績】

要保護児童対策地域協議会の発足

北谷町第1保育所建て替えによる定員枠の拡大(平成18年9月完成予定)

地域子育て支援センター事業の推進(第1保育所建て替え時に併設)

認可保育園の創設(設置運営者の決定、社会福祉法人設立に向けた準備)

【平成18年度実績】

北谷町第1保育所建て替えによる定員枠の拡大(平成18年9月完成)

地域子育て支援センター開設(第1保育所建て替え時に併設)

認可保育園の創設(認可保育園建設事業H19.4開園)

第1保育所建て替えにより0歳児保育、延長保育開始。一時保育の定員3人→10人に増。

第3保育所において一時保育開始(H18.5より)

【平成19年度実績】

認可保育園の創設(認可保育園建設事業H19.4開園)

子育て支援拠点施設(ひろば型)開設(H19.4開園の認可園に併設)

延長保育全園実施(5か所→7か所)

障害児保育公立保育所全園受入(3か所→4か所)

ファミリーサポートセンター設立支援事業(H20.4設立に向けた準備)

乳幼児医療費助成事業の拡大(入院・通院とも小学校就学前までを対象に無料化)

こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)・育児支援家庭訪問事業開始

【平成20年度実績】

ファミリーサポートセンター設置(H20.4)

認可保育園の定員拡大に向けた取組(H21.4定員増15名)

障害児保育→特別支援保育に改正(対象児童拡大)

特別支援保育の認可保育園での実施に向けた取組(H21.4より、認可園1カ所受入開始)

発達支援のための、健診フォロー教室(親子教室)開始(H21.3より)

【平成21年度実績】

ファミリーサポートセンターの広域実施に伴い、病児・緊急対応強化モデル事業の実施(H21.4)

認可保育園の定員拡大(H21.4定員増15名)

特別支援保育の実施保育所拡大(H21.4、認可園1カ所受入開始)

発達に関する相談支援体制の充実(H21.4、臨床心理士を配置)

放課後児童クラブにおいて、障害児受入加算の補助(1か所)

★特定14事業の進捗状況

本計画の具体事業のうち、厚生労働省が定める子育て支援サービス等の特定14事業について、実施状況は次のとおりです。

事業名	計画策定時 (平成16年度)		目標事業量 (平成21年度)		平成22年3月現在	
	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数
通常保育(保育園の設置)	450人	6か所	600人	7か所	570人	7か所
延長保育	—	4か所	—	6か所	—	7か所
夜間保育	0人	0か所	—	—	0人	0か所
トワイライトステイ	0人	0か所	—	—	0人	0か所
休日保育	0人	0か所	10人	2か所	0人	0か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	45人	1か所	105人	4か所	135人	4か所
病後児保育(派遣型)	0人	0か所	—	—	—	—
病後児保育(施設型)	6人	1か所	6人	1か所	6人	1か所
ショートステイ	0人	0か所	—	—	—	—
一時保育事業	3人	1か所	20人	2か所	23人	3か所
特定保育	0人	0か所	—	—	—	0か所※1
ファミリー・サポート・センター 事業	—	0か所	—	1か所	—	1か所
地域子育て支援センター事業	—	1か所	—	3か所	—	3か所
つどいの広場事業	—	0か所	—	—	—	0か所※2

※1 一時保育の中に、特定保育の内容を含んで実施している

※2 地域子育て支援センターのうち1か所はつどいの広場事業として実施している

(2) 計画の実施状況(後期)

【平成22年度実績】

乳幼児医療費助成の拡充(入院分→中学校卒業まで)→こども医療費へ
 認可保育園の定員拡大に向けた建替整備(H23.4 定員増 30名)
 認可外保育施設の保護者負担軽減制度創設に向けた取り組み(H23.4 開始)
 ひとり親家庭のファミリーサポートセンター利用支援事業の開始
 栄口・上勢保育所の統合整備計画策定

【平成23年度実績】

認可保育園建て替えによる定員拡大(H23.4 定員増 30名)
 認可外保育施設の保護者負担軽減制度創設
 認可外保育施設への補助メニューの追加(行事費、損害賠償保険料)
 ひとり親家庭のファミリーサポートセンター利用支援事業を低所得者世帯まで拡大
 栄口・上勢保育所の統合整備計画の推進
 認可保育園での特別支援保育事業の拡充に向けた取り組み(H23.4 : 5園→H24.4 : 6園)
 病児病後児保育の利用負担金軽減に向けた取り組み(H24.4 より、負担金減)
 こども健康相談事業開始
 乳幼児健診未受診者への訪問事業開始

【平成24年度実績】

公立保育所整備(H25.10月完成予定) : 整備後、定員 30名増
 公立保育所の法人移管(H24.4月)→法人保育所の整備事業(H26.1月保育事業開始予定) : 整備後、定員 30名増
 町有地への認可保育園の誘致及び選定(H26.4月保育事業開始)
 ※夜間保育事業を行うことを公募条件とした。
 乳幼児健康支援一時預かり事業の利用料減額(2,500円→1,500円)
 保育料算定に係る寡婦控除のみなし適用
 認可保育園における特別支援保育事業の拡充(2園増)
 保育の質の向上へ向けた取り組み(保育士による巡回指導)
 認可外保育所保護者負担軽減事業の拡充(2人目以降の助成金引き上げ)
 放課後児童クラブ(補助)の増(1か所)

【平成25年度実績】

公立保育所整備完了に伴い、定員 30名増
 育ちの支援センター「いっぽ」開設
 公立保育所の法人移管(H24.4月)→法人保育所の整備事業完了に伴い、定員 30名増
 認可保育園の創設に向けた整備(H26.11月保育事業開始)
 ※夜間保育事業実施予定(当面は22時までの延長保育実施)、放課後児童クラブの併設
 認可外保育所保護者負担軽減事業の拡充(3人目以降の保育料無料化)に向けた取り組み
 ※H26.4～適用

ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業の実施に向けた取り組み ※H26.4～適用
 待機児童解消のため、認可化移行を希望する認可外保育施設への運営費助成
 ※沖縄県待機児童対策特別事業の認可化促進(運営費支援)事業を活用

★子育て支援事業の進捗状況

本計画の具体事業のうち、厚生労働省が定める子育て支援サービス等について、実施状況は次のとおりです。

事業名	事業内容	計画策定時 (平成20年度)		目標事業量			平成25年3月現在	
		人数	箇所数	人数	箇所数	目標年度	人数	箇所数
通常保育 (0～2歳)	保護者の就労や病気等の事由により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わり保育所において保育を実施する事業	287人	7か所	390人	—	H26	377人	7か所
460人				—	H29			
通常保育 (3～5歳)	保護者の就労や病気等の事由により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わり保育所において保育を実施する事業	317人	7か所	430人	—	H26	368人	7か所
460人				—	H29			
特定保育	保護者の就労形態に応じて、週に2、3日程度、または午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する事業	7人	3か所	10人	3か所	H26	15人	4か所
延長保育	通常の開所時間より早朝1時間早い開所や、夕刻の1時間または2時間の保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を実施する事業	—	7か所	—	9か所	H29	—	7か所
休日保育	日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を実施する事業	0人	—	20人	—	H29	0人	—
病児・病後児保育	児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業	—	1か所	—	2か所	H29	—	1か所
一時預かり	保護者の傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等のために必要なときに、一時的な保育サービスを実施する事業	—	3か所	—	5か所	H29	—	3か所

※特定保育の「人」は、1日1か所あたりの受け入れ人数

5. 現状と課題のまとめ

(1) 地域特性（児童人口）

- 町では総人口が増加を続けており、町外出身者、県外出身者も多くなっています。また観光や飲食業などのサービス業が多く、子を持つ家庭でも、母親の就労はパート、アルバイトの占める割合が高くなっています。
- 0～5歳児(就学前児童)、6～11歳児(小学生)は増加傾向であり、特に0～5歳児では桑江中学校区域での増加が顕著となっています。町では桑江伊平地区を中心とした土地区画整理事業により今後も開発が進む予定であり、現在の保育所の受入定員と中学校区域ごとの児童数の推計を考慮し、教育・保育施設等の拡充を地域ごとに検討する必要があります。

(2) 待機児童対策

- 子どもと子育て家庭を取り巻く状況において、もっとも大きな課題は待機児童の解消です。保育の拡大を行っても待機児童が増えていく状況の中で、「潜在的保育ニーズ」を把握し、これにもとづいた将来の保育需要を見極める必要があります。町の潜在的保育ニーズは、平成31年度で1,129人と見込まれ、26年度の保育所定員の1.46倍が算出されています。また0～2歳児の3号認定では、約1.66倍となっています。この“潜在的ニーズ”には現在認可外保育施設利用者や就労していない母親が今後就労した場合の利用希望も盛り込まれた量であり、確実に利用される量ではないが、施設整備されれば保育所を利用するニーズは非常に高いことを踏まえ、潜在的ニーズを見込んだ確保方策を図る必要があります。
- 待機児童は4月当初に比べ、10月には非常に多くなります。特に0歳児については、産休明けや育休明けでの保育ニーズに対して保育所の受け入れ枠が不足しているため、待機児童が年度内で増えていく状況にあります。ニーズ調査では、育児休業明けの保育先について、「預けたい時期に預けられない」という声が多くなっていました。女性が安心して働き、育児が出来る環境を整えるために、対応が不可欠となっています。
- 0歳児の保育とともに、5歳児保育のニーズも高くなっています。共働き家庭では、0～5歳児までの一貫した保育が望まれています。5歳児は公立幼稚園に行くことが慣習となっており、保育所においても5歳児の受け入れが限られているのが実情です。ニーズ調査でも5歳児での保育所希望が高いため、保育所での5歳児の受け入れ拡充が必要です。
- ニーズ調査では、教育・保育事業を利用する際に重視することとして「居住地の近く」という声が非常に高くなっていました。このような点も踏まえた整備を検討する必要があります。
- 認可外保育施設利用者では、多くの方が保育所の利用を希望していることがニーズ調査結果から把握されました。この希望も考慮して今回の潜在的ニーズ量を算出しており、保育の拡大により希望する教育・保育を受けられるように進める必要があります。また、認可外保育施設については、利用者の半数近くが外国人利用であり、外国人向けの認可外保育施設も多くなっています。また軍施設内からの利用も非常に多く、他市町村と状況が大きく異なっています。

(3) 地域での子育て支援

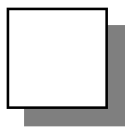
- 家庭や地域の子育て力が低下している中、地域における子育ての支援が必要となっています。子育て相談や一時的な子どもの預かり、子どもや子育てをする保護者同士の集い・情報交換の場など、ニーズに基づきながら、多様な子育て支援について取り組みの充実が必要です。
- ニーズ調査結果では、幼稚園、保育所利用者 비해、家庭保育者の相談先が少ないこと、情報もあらゆる手段が望まれていることが伺え、孤立化している人も少なくないことが把握されました。特に、保護者に子育てについての制度やサービスの情報が伝わっていない状況があり、また、新制度が始まるという中で、幼稚園や保育所の何が変わっていくのか、保護者は子どものためにどの施設やサービスを選んでいけばいいのか、行政側の情報発信の仕方も考えなくてはなりません。地域子育て支援センターの取り組み、家庭保育者への情報提供や相談、つなぎ役（コーディネート機能）、効果的な情報提供のあり方など対応策を検討する必要があります。

(4) 放課後の居場所づくり

- 共働き家庭が増加した現代においては、子どもの放課後の居場所が課題となっています。現在も放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）が実施されていますが、地域における安全な居場所づくりや子どもの見守りを望む保護者は多くなっています。
- ニーズ調査をみると、放課後児童クラブでは利用料金が高いという声が多くなっています。また、放課後児童クラブは学校の敷地内への設置が高く望まれており、放課後移動せず、校内で過ごすことを望む保護者の声も多いです。国においても、平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を打ち出し、「全国の放課後児童クラブの80%以上を学校内に設置」を目標に掲げています。放課後児童クラブは小学校区単位での整備が望ましいため、これを考慮しながら、新規整備を図る必要があります。

(5) 幼稚園について

- 公立幼稚園は5歳児のみの1年保育で実施していますが、ニーズ調査では、2年保育、3年保育といった複数年保育への声も多くありました。国の幼稚園教育要領も3歳から5歳の3年保育であり、幼児教育の充実を図るため、複数年保育の実施を検討する必要があります。
- 公立幼稚園の預かり保育について、終了時間が18:00では迎えに間に合わないため、学童を利用しているという声が多くなっています。両親共働きで就業後に迎えに行くことを考慮し、終了時間を延長するなど、対応策が求められています。
- 公立幼稚園では午後の預かり保育を実施していますが、終了時間が早いことや土曜日は未実施などの理由で放課後児童クラブを利用している子どもが見られます。放課後児童クラブは本来小学生の放課後対策事業であり、未就学児の利用は認められていません。沖縄県においては特別で補助の対象となっていました。平成27年度からは小学生に限定した事業となるため、これを受け入れる体制の整備が必要です。



第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 支援対策の体系
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

- 「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体的につくること、子どもと子育て家庭の「笑顔」のために、さまざまな支援策を講じる計画であることから、本計画においても次世代計画で掲げていた基本理念を継承します。

基本理念

笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷

2. 計画の基本目標

次世代育成支援行動計画の目標より2つの目標を継承し、掲げます。

目標1 健やかな子どもの育ちを応援する環境づくり

- ・子どもの育ちのために必要な環境を整える
- ・子どもの最善の利益を第一として各種事業等の充実・強化を行う

目標2 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

- ・子を持つ家庭が安心して子育てできるように必要な環境を整える
- ・子を産み、育てることに喜びを感じられるゆとりある暮らしを目指す

3. 支援対策の体系

基本理念

笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷

基本目標1

健やかな子どもの育ちを応援する環境づくり

基本施策

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

- ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
- ② 保育の質の向上
- ③ 保幼小連携の推進

(2) 人材の確保の推進

- ① 保育士の確保
- ② 幼稚園教諭の確保
- ③ 放課後の居場所における人材確保
- ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

(3) 子どもの居場所づくり

- ① 放課後の居場所づくり
- ② 地域における居場所の確保、充実

(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実

- ① 切れ目ない、妊娠、出産、育児への保健対策
- ② 子どもの健康支援
- ③ 食育の推進
- ④ 望ましい生活習慣の確立
- ⑤ 子どもの事故防止対策
- ⑥ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

基本目標2

子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

基本施策

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

- ① 0歳児、1歳児の保育の拡充
- ② 保育所における5歳児保育の拡充
- ③ 公立幼稚園の複数年保育の実施
- ④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

(2) 家庭、保育者、地域の連携による子育て環境の充実

- ① 地域での子育てネットワークの構築
- ② 地域子育て支援センターの充実
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- ① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実
- ② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実
- ③ ひとり親家庭の支援の充実
- ④ 障害を持つ児童等への適切な対応

(4) 相談、情報提供の充実

- ① 相談機能の充実
- ② 情報提供の充実
- ③ 経済的負担の軽減

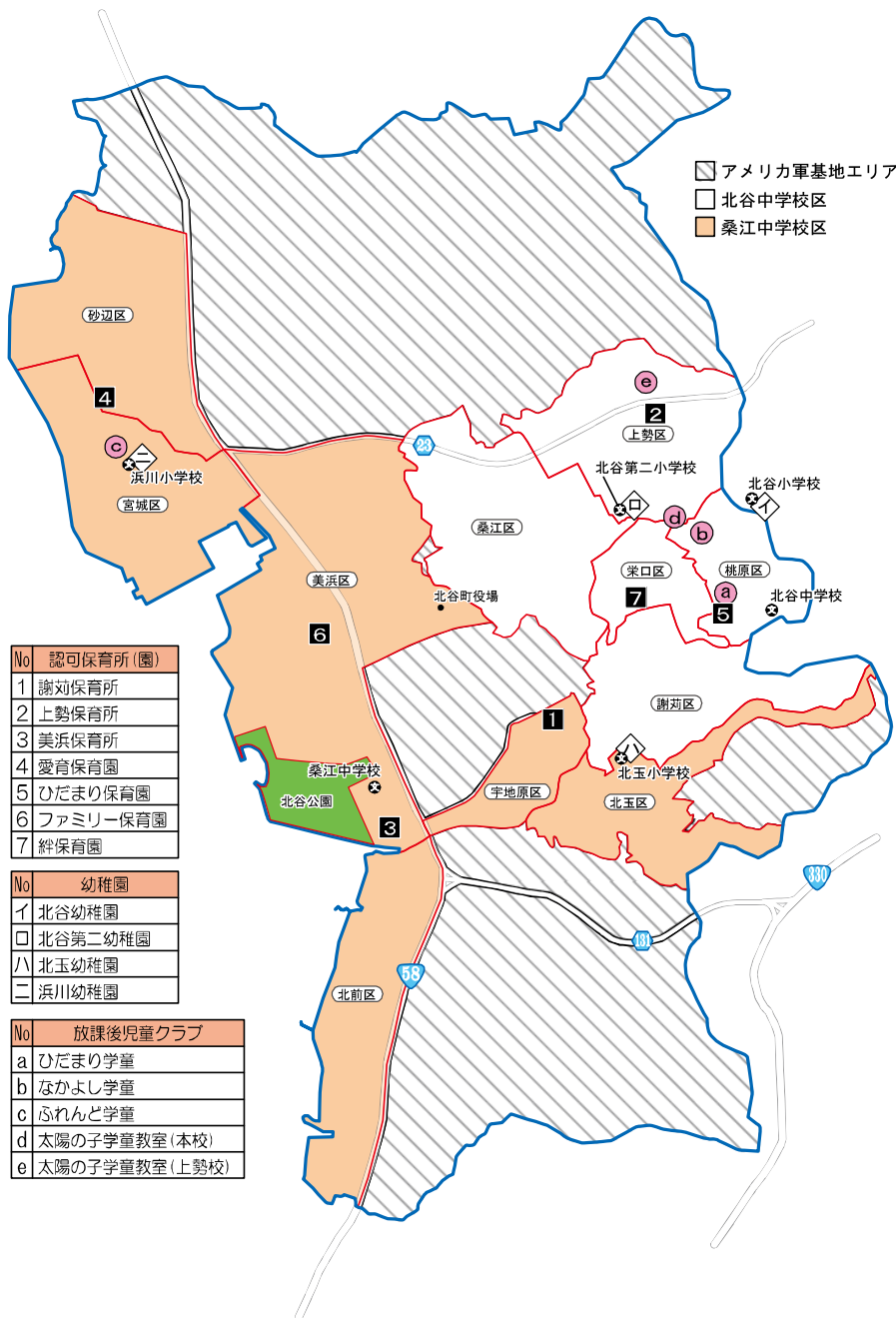
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

- 教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、町内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。
- 町全体の整備量だけでなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

(2) 町の教育・保育提供区域

- 町では、子どもたちや子育て家庭の日常生活圏として、中学校区を基本とした2区域を教育・保育提供区域として設定します。





第4章

事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策
2. 地域子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 北谷町全体

① 現状と課題（全体）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 教育ニーズでは3歳、4歳からの利用ニーズがあるため、需要に対する提供量の整備が必要となっています。
- また、5歳児については、現在の受け入れが287人であるのに対し、平成27年度以降のニーズは150人前後に減少しています。共働き家庭での5歳児保育ニーズが高いことが影響しています。
- 公立幼稚園における3歳、4歳の受け入れについては、幼稚園の改築に合わせて整備を進めるほか、5歳児の利用が減少することが想定されるため、その空いた分を3歳児、4歳児の教育に活用することで対応する方針です。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 保育の見込み量は、平成26年度の定員770人に対し、平成27年度では1,035人と算出されており、保育ニーズは高く整備量は不足しています。
- 0歳児保育や1・2歳児の低年齢児で保育ニーズが高く、低年齢児の受け入れ拡大とそれに伴う保育士の確保が必要です。
- また、5歳児保育のニーズも高いため、これに対応する受け入れも必要となっています。
- 見込みに対する整備については、保育所の創設や認定こども園の整備推進、既存定員の見直しを図るほか、低年齢児については家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業により対応する方針です。

■ 3～5歳の年齢別見込み量（教育・保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	322	464	462	452	466	491
	3歳	18	146	137	151	159	160
	4歳	17	178	164	155	171	180
	5歳	287	140	161	146	136	151
保育ニーズ (2号認定)	3～5歳	408	496	493	483	497	525
	3歳	155	160	148	167	176	176
	4歳	149	166	148	137	155	163
	5歳	104	170	197	179	166	186

※現状＝教育：平成26年度の利用者数　保育：平成26年度の定員数（5歳児については4月1日の利用者数）
 ※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別保育所定員と平成27年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	78	140	62
1歳	137	209	72
2歳	147	190	43
3歳	155	160	5
4歳	149	166	17
5歳	104	170	66
計	770	1,035	265

※平成26年度の5歳児は4月時点の利用者数84人と平成26年度内の5歳児定員20人増分で記載。
 （定員は4～5歳合わせて270人）。

■ 年齢別保育所定員と平成31年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成31年度見込み	増減
0歳	78	146	68
1歳	137	229	92
2歳	147	229	82
3歳	155	176	21
4歳	149	163	14
5歳	104	186	82
計	770	1,129	359

※平成26年度の5歳児は4月時点の利用者数84人と平成26年度内の5歳児定員20人増分で記載。
 （定員は4～5歳合わせて270人）。

②必要量の見込みと確保量（全体）

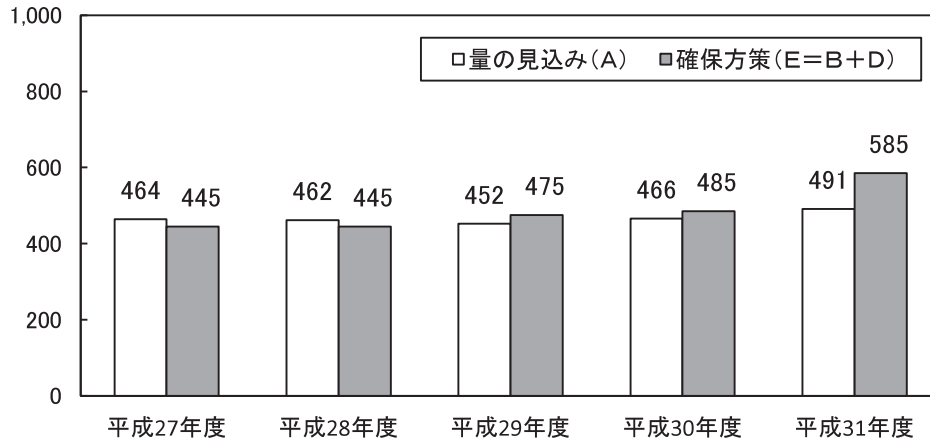
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	464	496	140	399	462	493	141	433	452	483	144	445
整備済み（B）	322	408	78	284	445	483	102	336	445	530	139	396
不足分（C=B-A）	▲ 142	▲ 88	▲ 62	▲ 115	▲ 17	▲ 10	▲ 39	▲ 97	▲ 7	47	▲ 5	▲ 49
新規整備方策（D）	123	75	24	52	0	47	37	60	30	60	30	81
教育・保育施設	43	75	0	0	0	47	6	0	30	60	24	68
確認を受けない幼稚園	80				0				0			
地域型保育事業			24	52			31	60			6	13
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	445	483	102	336	445	530	139	396	475	590	169	477
新規整備後の過不足 （F=E-A）	▲ 19	▲ 13	▲ 38	▲ 63	▲ 17	37	▲ 2	▲ 37	23	107	25	32
教育・保育別の過不足	▲ 19		▲ 114		▲ 17		▲ 2		23		164	
新規整備累計	123	75	24	52	123	122	61	112	153	182	91	193
教育・保育別の新規整備累計	123		151		123		295		153		466	

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	466	497	146	452	491	525	146	458
整備済み（B）	475	590	169	477	485	590	169	477
不足分（C=B-A）	9	93	23	25	▲ 6	65	23	19
新規整備方策（D）	10	0	0	0	100	0	0	0
教育・保育施設	10	0	0	0	100	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	485	590	169	477	585	590	169	477
新規整備後の過不足 （F=E-A）	19	93	23	25	94	65	23	19
教育・保育別の過不足	19		141		94		107	
新規整備累計	163	182	91	193	263	182	91	193
教育・保育別の新規整備累計	163		466		263		466	

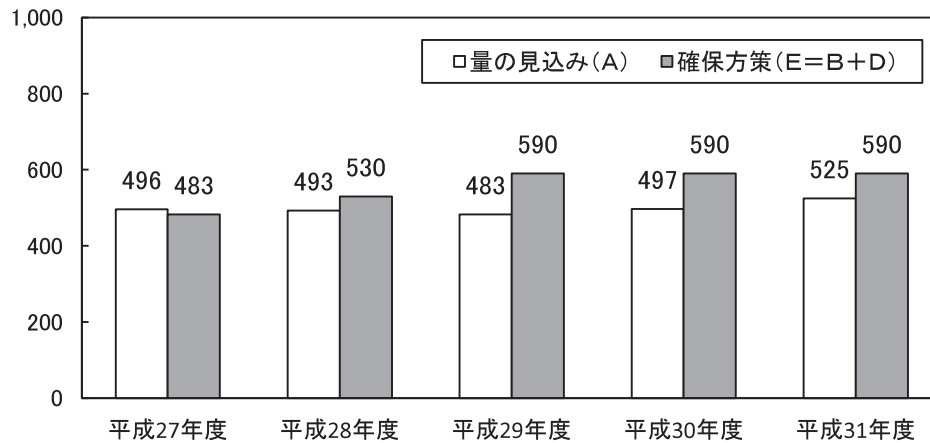
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

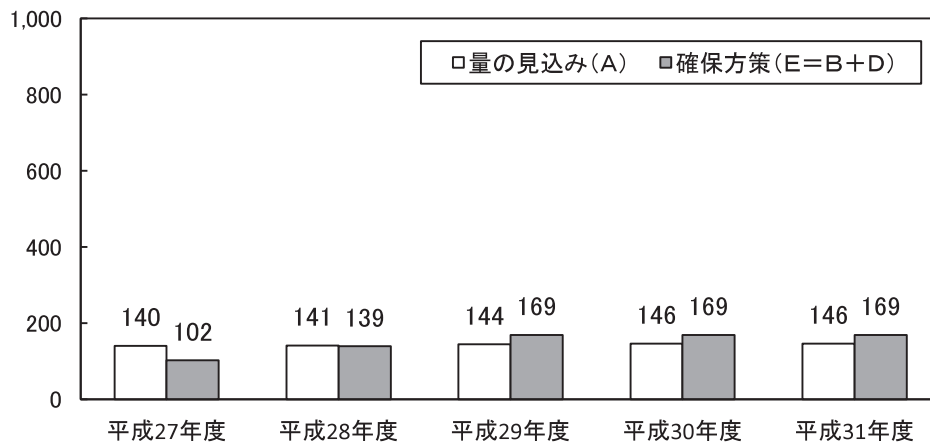
○ 1号認定（教育ニーズ分／全体）



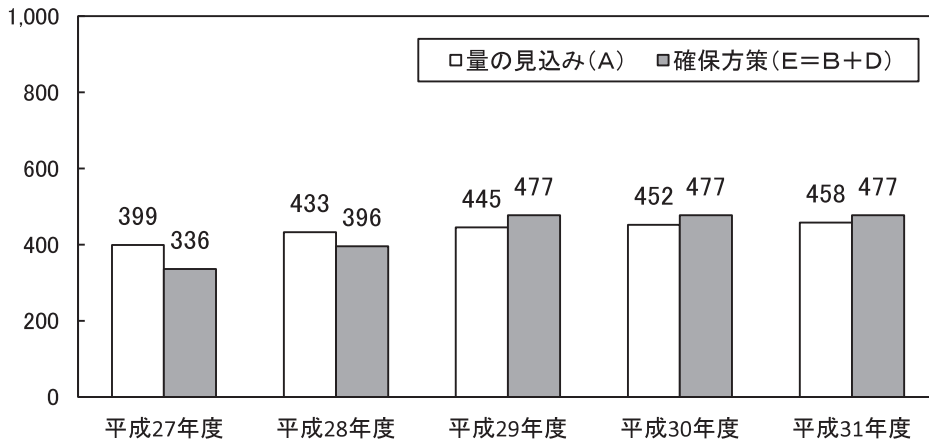
○ 2号認定（保育ニーズ分／全体）



○ 3号認定（0歳児／全体）



○3号認定（1・2歳児／全体）



③各年度における確保の方策（全体）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
平成26年度	認定こども園 1カ所（60人）	既存定員の見直し 1カ所（20人） 保育所創設 1カ所（60人） 増築による定員増 1カ所（30人）
平成27年度	認定こども園(B) 1カ所（13人） 公立幼稚園4歳児 1カ所（30人：改築） 確認を受けない幼稚園 (80人)	認定こども園(B) 1カ所（75人） 小規模保育事業 3カ所（57人） 事業所内保育事業 1カ所（19人）
平成28年度	公立幼稚園4歳児 1カ所（30人） ※5歳児30人減→4歳児の受け入れに移行	公立保育所定員増 2カ所（53人） 家庭的保育事業 3カ所（15人） 小規模保育事業 4カ所（76人）
平成29年度	認定こども園(A) 1カ所（教育分：30人） 公立幼稚園4歳児 2カ所（60人） ※5歳児30人減→4歳児の受け入れに移行	認定こども園(A) (保育分：110人) 保育所の分園 1カ所（42人） 小規模保育事業 1カ所（19人）
平成30年度	公立幼稚園3歳児 2カ所（40人） ※1カ所は5歳児30人減→3歳児の受け入れに移行	—
平成31年度	公立幼稚園3歳児 2カ所（40人） ※1カ所は5歳児30人減→3歳児の受け入れに移行 私立幼稚園 (80人)	—

(2) 北谷中学校区域

①現状と整備方針（北谷中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度現在、公立幼稚園では 5 歳児のみ受け入れており、利用が見込まれる 3 歳、4 歳への対応が必要となっています。
- 認定こども園の実施のほか、公立幼稚園では園舎の改築に合わせて 3・4 歳児の受け入れ態勢を整備します。また、共働き家庭の 5 歳児では保育ニーズが高く、幼稚園利用が減少することも予測されており、5 歳児減により空いた分を 3 歳児、4 歳児の教育に活用するなど、計画開始後の利用状況等を見極め、対応を図っていきます。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度定員と平成 27 年度見込みを比べると、各歳とも増加しており、特に 1 歳、5 歳児では約 50 人増となっています。また、2 歳でも 40 人台の増加であり、低年齢児と 5 歳児の受け入れ拡大が重要です。
- 既存定員の見直し、家庭的保育事業や小規模保育事業といった地域型保育事業の実施のほか、認定こども園の整備により、確保を図ります。
- 2 号認定(5 歳児)や 3 号認定 1・2 歳では整備不足が生じていますが、後述する桑江中学校区域では提供量が充足しており、2 区域で調整して受け入れ対応するほか、計画開始後の動向を見極めながら対応策を図っていきます。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	186	235	237	230	230	241
	3歳	18	75	67	74	76	75
	4歳	17	94	90	80	89	93
	5歳	151	66	80	76	65	73

※現状＝平成25年度公立幼稚園利用者のみ記載

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別保育所定員と平成27年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	30	66	36
1歳	54	103	49
2歳	54	95	41
3歳	54	90	36
4歳	60	86	26
5歳	38	86	48
計	290	526	236

※平成26年度の5歳児は4月時点の利用者数。(定員は4～5歳合わせ98人)。

■ 年齢別保育所定員と平成31年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成31年度見込み	増減
0歳	30	67	37
1歳	54	110	56
2歳	54	111	57
3歳	54	90	36
4歳	60	81	21
5歳	38	96	58
計	290	555	265

※平成26年度の5歳児は4月時点の利用者数。(定員は4～5歳合わせ98人)。

②必要量の見込みと確保量（北谷中学校区域）

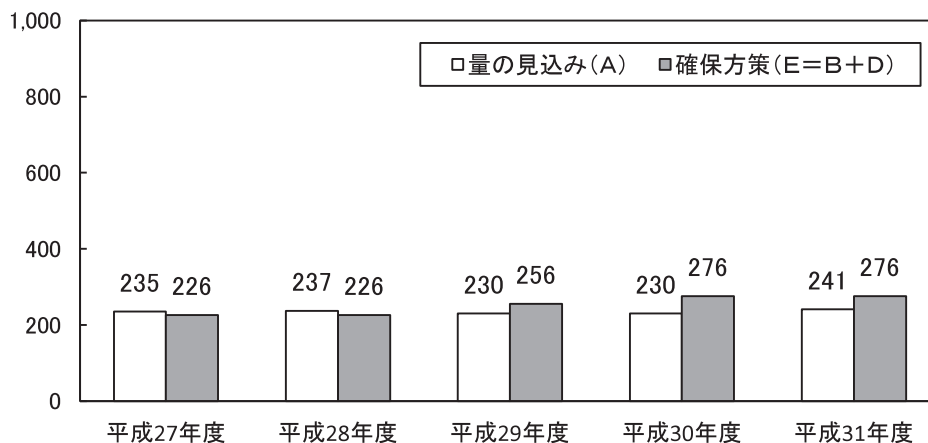
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	235	262	66	198	237	262	66	214	230	255	67	218
整備済み（B）	186	152	30	108	226	152	42	134	226	179	62	165
不足分（C=B-A）	▲ 49	▲ 110	▲ 36	▲ 90	▲ 11	▲ 110	▲ 24	▲ 80	▲ 4	▲ 76	▲ 5	▲ 53
新規整備方策（D）	40	0	12	26	0	27	20	31	30	60	18	51
教育・保育施設	0	0	0	0	0	27	3	0	30	60	12	38
確認を受けない幼稚園	40				0				0			
地域型保育事業			12	26			17	31			6	13
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	226	152	42	134	226	179	62	165	256	239	80	216
新規整備後の過不足 （F=E-A）	▲ 9	▲ 110	▲ 24	▲ 64	▲ 11	▲ 83	▲ 4	▲ 49	26	▲ 16	13	▲ 2
教育・保育別の過不足	▲ 9		▲ 198		▲ 11		▲ 136		26		▲ 5	
新規整備累計	40	0	12	26	40	27	32	57	70	87	50	108
教育・保育別の新規整備累計	40		38		40		116		70		245	

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	230	254	68	219	241	267	67	221
整備済み（B）	256	239	80	216	276	239	80	216
不足分（C=B-A）	26	▲ 15	12	▲ 3	35	▲ 28	13	▲ 5
新規整備方策（D）	20	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	20	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	276	239	80	216	276	239	80	216
新規整備後の過不足 （F=E-A）	46	▲ 15	12	▲ 3	35	▲ 28	13	▲ 5
教育・保育別の過不足	46		▲ 6		35		▲ 20	
新規整備累計	90	87	50	108	90	87	50	108
教育・保育別の新規整備累計	90		245		90		245	

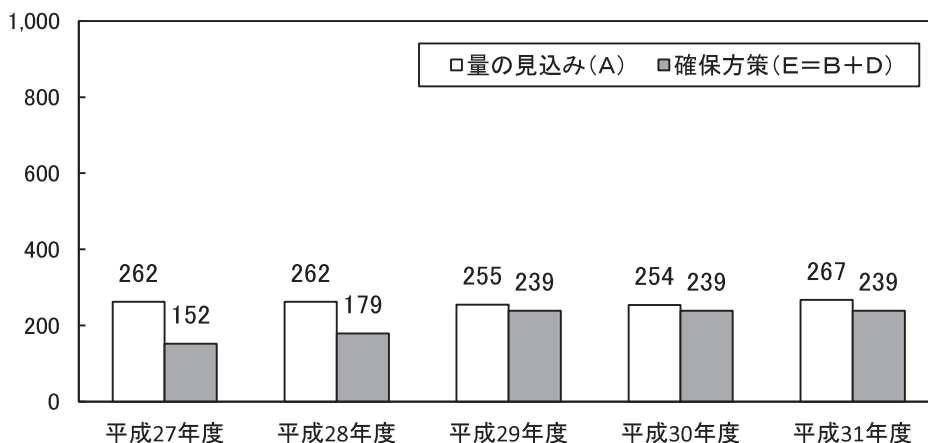
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

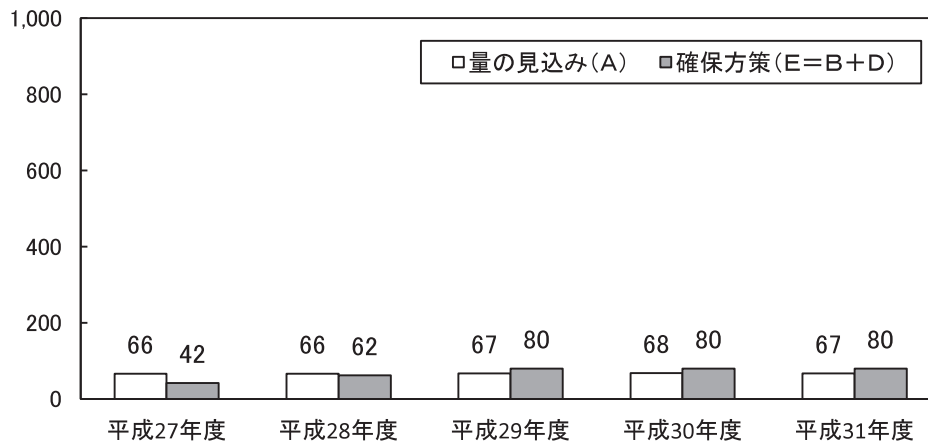
○ 1号認定（教育ニーズ分／北谷中学校区域）



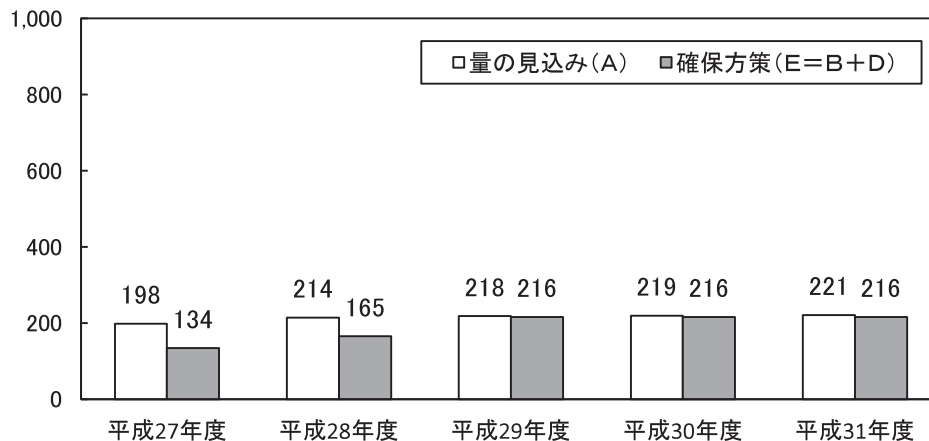
○ 2号認定（保育ニーズ分／北谷中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／北谷中学校区域）



○3号認定（1・2歳児／北谷中学校区域）



③各年度における確保の方策（北谷中学校区域）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
平成26年度	認定こども園 1カ所（60人）	既存定員の見直し 1カ所（20人）
平成27年度	確認を受けない幼稚園（40人）	小規模保育事業 2カ所（38人）
平成28年度	公立幼稚園4歳児 1カ所（30人） ※5歳児30人減→4歳児の受け入れに移行	公立保育所定員増 1カ所（30人） 家庭的保育事業 2カ所（10人） 小規模保育事業 2カ所（38人）
平成29年度	認定こども園(A) 1カ所（教育分：30人） 公立幼稚園4歳児 1カ所（30人） ※5歳児30人減→4歳児の受け入れに移行	認定こども園(A)（保育分：110人） 小規模保育事業 1カ所（19人）
平成30年度	公立幼稚園3歳児 1カ所（20人：改築）	—
平成31年度	公立幼稚園3歳児 1カ所（30人） ※5歳児30人減→3歳児の受け入れに移行	—

(3) 桑江中学校区域

①現状と整備方針（桑江中学校区域）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度現在、公立幼稚園では 5 歳児のみ受け入れており、利用が見込まれる 3 歳、4 歳への対応が必要となっています。
- 認定こども園の実施のほか、公立幼稚園では園舎の改築に合わせて 3・4 歳児の受け入れ態勢を整備します。また、共働き家庭の 5 歳児では保育ニーズが高く、幼稚園利用が減少することも予測されており、5 歳児減により空いた分を 3 歳児、4 歳児の教育に活用するなど、計画開始後の利用状況等を見極め、対応を図っていきます。
- 私立幼稚園の協力も得ながら教育ニーズへの対応を図ります。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 平成 26 年度定員と平成 27 年度見込みを比べると、0 歳児では 26 人、1 歳児では 23 人の増となっています。3 歳、4 歳は平成 26 年度の定員で充足されていますが、5 歳児は 18 人分整備が必要となっています。
- 保育所の創設や、認定こども園の実施のほか、保育所の分園、増改築による定員増、定員の見直しを行うほか、家庭的保育事業や小規模保育事業といった地域型保育事業の実施により確保を図ります。

■ 3～5歳の年齢別教育・保育ニーズ

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	136	229	225	222	236	250
	3歳	0	71	70	77	83	85
	4歳	0	84	74	75	82	87
	5歳	136	74	81	70	71	78

※現状＝平成25年度公立幼稚園利用者のみ記載

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別保育所定員と平成27年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	48	74	26
1歳	83	106	23
2歳	93	95	2
3歳	101	70	▲ 31
4歳	89	80	▲ 9
5歳	66	84	18
計	480	509	29

※平成26年度の5歳児は4月時点の利用者46人に平成26年度での定員増20人を加算した数。
(定員は4～5歳合わせ172人)。

■ 年齢別保育所定員と平成31年度の保育量見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成31年度見込み	増減
0歳	48	79	31
1歳	83	119	36
2歳	93	118	25
3歳	101	86	▲ 15
4歳	89	82	▲ 7
5歳	66	90	24
計	480	574	94

※平成26年度の5歳児は4月時点の利用者46人に平成26年度での定員増20人を加算した数。
(定員は4～5歳合わせ172人)。

②必要量の見込みと確保量（桑江中学校区域）

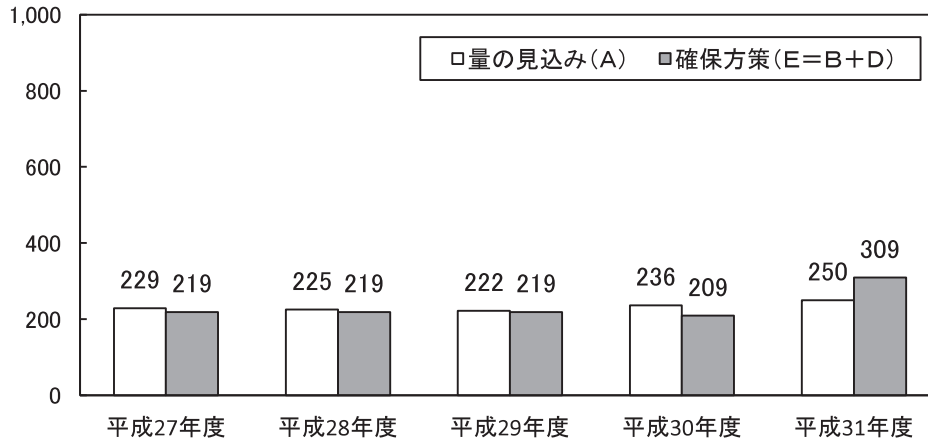
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	229	234	74	201	225	231	75	219	222	228	77	227
整備済み（B）	136	256	48	176	219	331	60	202	219	351	77	231
不足分（C=B-A）	▲ 93	22	▲ 26	▲ 25	▲ 6	100	▲ 15	▲ 17	▲ 3	123	0	4
新規整備方策（D）	83	75	12	26	0	20	17	29	0	0	12	30
教育・保育施設	43	75	0	0	0	20	3	0	0	0	12	30
確認を受けない幼稚園	40				0				0			
地域型保育事業			12	26			14	29			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	219	331	60	202	219	351	77	231	219	351	89	261
新規整備後の過不足 （F=E-A）	▲ 10	97	▲ 14	1	▲ 6	120	2	12	▲ 3	123	12	34
教育・保育別の過不足	▲ 10	84			▲ 6	134			▲ 3	169		
新規整備累計	83	75	12	26	83	95	29	55	83	95	41	85
教育・保育別の新規整備累計	83	113			83	179			83	221		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み（A）	236	243	78	233	250	258	79	237
整備済み（B）	219	351	89	261	209	351	89	261
不足分（C=B-A）	▲ 17	108	11	28	▲ 41	93	10	24
新規整備方策（D）	▲ 10	0	0	0	100	0	0	0
教育・保育施設	▲ 10	0	0	0	100	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設（運営補助）		0	0	0		0	0	0
確保方策（E=B+D）	209	351	89	261	309	351	89	261
新規整備後の過不足 （F=E-A）	▲ 27	108	11	28	59	93	10	24
教育・保育別の過不足	▲ 27	147			59	127		
新規整備累計	73	95	41	85	173	95	41	85
教育・保育別の新規整備累計	73	221			173	221		

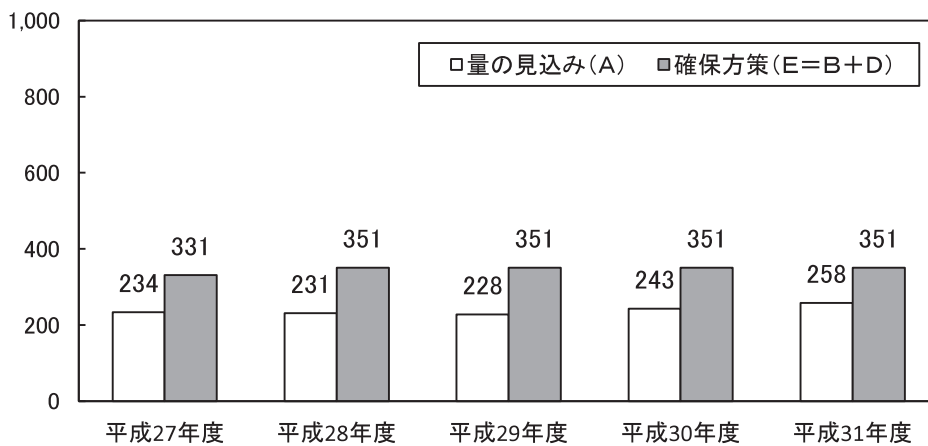
※教育ニーズ（1号認定）には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

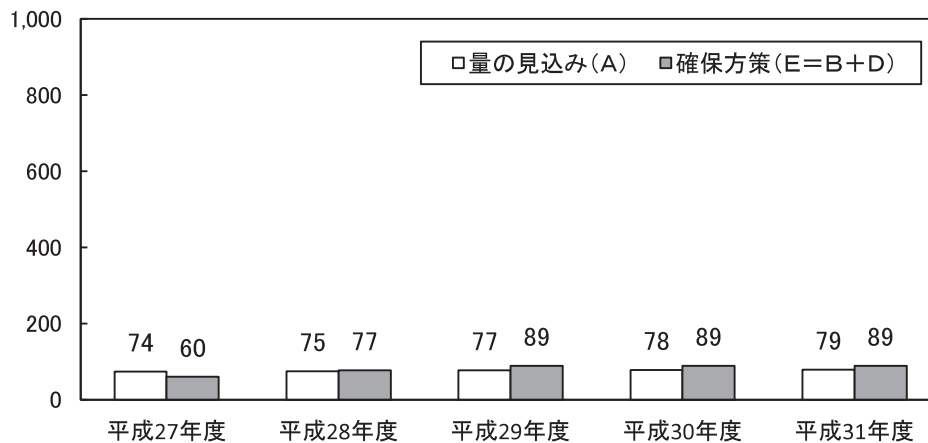
○ 1号認定（教育ニーズ分／桑江中学校区域）



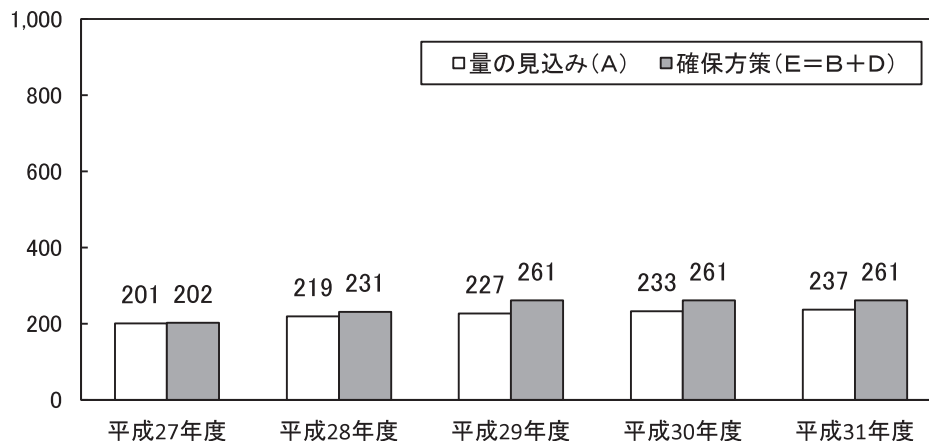
○ 2号認定（保育ニーズ分／桑江中学校区域）



○ 3号認定（0歳児／桑江中学校区域）



○3号認定（1・2歳児／桑江中学校区域）



③各年度における確保の方策（桑江中学校区域）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
平成26年度	—	保育所創設 1ヵ所（60人） 増築による定員増 1ヵ所（30人）
平成27年度	認定こども園(B) 1ヵ所（13人） 公立幼稚園4歳児 1ヵ所（30人：改築） 確認を受けない幼稚園（40人）	認定こども園(B) 1ヵ所（75人） 小規模保育事業 1ヵ所（19人） 事業所内保育事業 1ヵ所（19人）
平成28年度	—	公立保育所定員増 1ヵ所（23人） 家庭的保育事業 1ヵ所（5人） 小規模保育事業 2ヵ所（38人）
平成29年度	公立幼稚園4歳児 1ヵ所（30人） ※5歳児30人減→4歳児の受け入れに移行	保育所の分園 1ヵ所（42人）
平成30年度	公立幼稚園3歳児 1ヵ所（20人） ※5歳児30人減→3歳児の受け入れに移行	—
平成31年度	公立幼稚園3歳児 1ヵ所（20人） 私立幼稚園（80人）	—

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○現在、延長保育事業は各園で夜7時まで実施しています。時間外保育事業も公立保育所、保育所全園で実施し、量の見込みに対する提供の確保を図ります。また、夜10時までの保育を1園で実施し、夜間保育ニーズへの対応を行います。

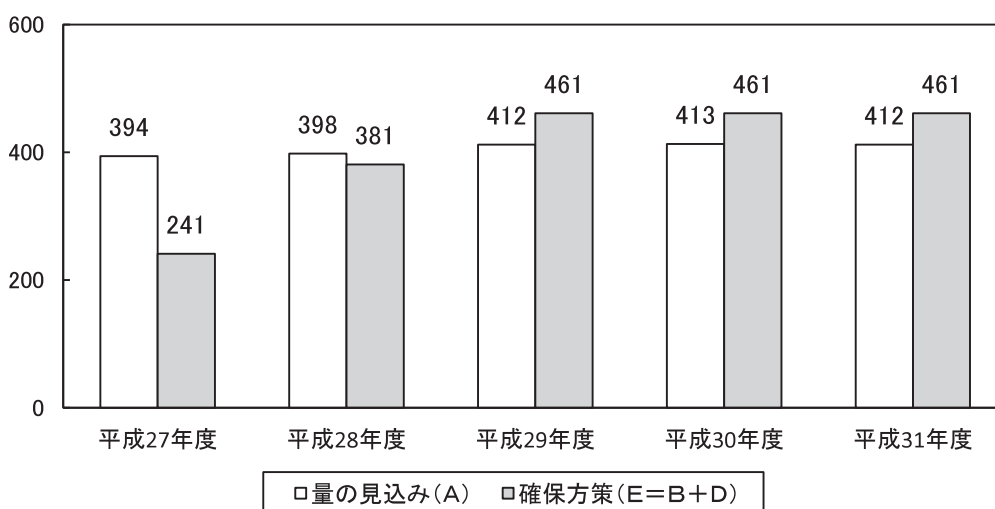
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	524	541	543	555	572
確保方策	人	524	541	543	555	572
	カ所	全園	全園	全園	全園	全園

(2) 放課後児童健全育成事業

①全体

- 本事業は平成26年度で6ヵ所において201人受け入れています。平成27年度以降は400人程度で推移すると見込まれており、整備量が不足しています。
- 計画期間に新規で260人分(8施設)の受け入れを整備します。整備にあたっては小学校、公民館、児童館などの公的施設を活用した設置も図ります。

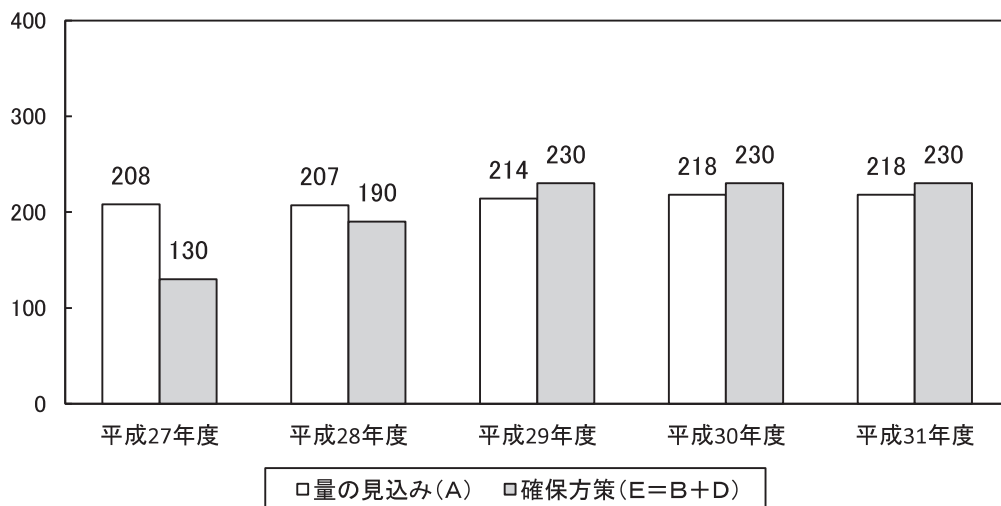
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	394	398	412	413	412
	低学年	人	303	307	319	320	318
	高学年	人	91	91	93	93	94
整備済み	整備量(B)	人	201	241	381	461	461
	施設数	か所	6	7	12	14	14
不足分(C = B - A)		人	▲ 193	▲ 157	▲ 31	48	49
新規整備方策	整備量(D)	人	40	140	80	0	0
	施設数	か所	1	5	2	0	0
確保方策(E = B + D)		人	241	381	461	461	461
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 153	▲ 17	49	48	49
新規整備累計	整備量	人	40	180	260	260	260
	施設数	か所	1	6	8	8	8



②北谷中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成26年度で3カ所の放課後児童クラブがあり、130人の受け入れを行っています。平成27年度以降の見込みは200～220人程度であり、整備量は不足しています。平成28年度に2カ所、平成29年度に1カ所の新規整備を行い、対応を図ります。新規整備においては、小学校、公民館、児童館などの公的施設を活用した設置も図ります。

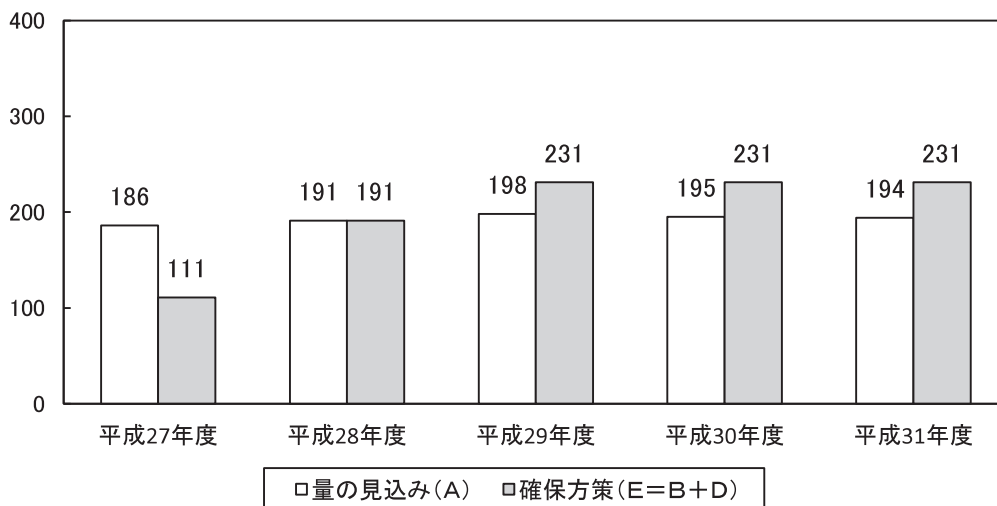
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)		人	208	207	214	218	218
	低学年	人	158	160	167	171	171
	高学年	人	50	47	47	47	47
整備済み	整備量(B)	人	130	130	190	230	230
	施設数	か所	3	3	5	6	6
不足分(C = B - A)		人	▲ 78	▲ 77	▲ 24	12	12
新規整備方策	整備量(D)	人	0	60	40	0	0
	施設数	か所	0	2	1	0	0
確保方策(E = B + D)		人	130	190	230	230	230
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 78	▲ 17	16	12	12
新規整備累計	整備量	人	0	60	100	100	100
	施設数	か所	0	2	3	3	3



③桑江中学校区域（放課後児童健全育成事業）

○平成 26 年度では 3 か所の放課後児童クラブがあり、71 人の受け入れを行っていますが、平成 27 年度以降の量の見込みは 190 人前後であり、整備量が下回っています。平成 27 年度から平成 29 年度で 5 か所の新規整備を行い、充足に向けて取り組むほか、計画開始後の状況を見極め、対応を図ります。新規整備においては、小学校、公民館、児童館などの公的施設を活用した設置も図ります。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	186	191	198	195	194
	低学年	人	145	147	152	149	147
	高学年	人	41	44	46	46	47
整備済み	整備量(B)	人	71	111	191	231	231
	施設数	か所	3	4	7	8	8
不足分(C = B - A)		人	▲ 115	▲ 80	▲ 7	36	37
新規整備方策	整備量(D)	人	40	80	40	0	0
	施設数	か所	1	3	1	0	0
確保方策(E = B + D)		人	111	191	231	231	231
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 75	0	33	36	37
新規整備累計	整備量	人	40	120	160	160	160
	施設数	か所	1	4	5	5	5



(3) 地域子育て支援拠点事業

○地域子育て支援拠点事業は、現在3カ所で開催しています。量の見込みより1日の受け入れ人数を算出すると、1カ所あたり17～18人程度受け入れることとなります。需要は現在の整備カ所数で充足することから、今後も3カ所の提供体制を継続し対応を図ります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用人数	12,979	13,729	14,084	14,269	14,414
確保方策	人	12,979	13,729	14,084	14,269	14,414
	カ所	3	3	3	3	3

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷5日÷3カ所

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型

○幼稚園型の一時預かりは、現在(平成25年度)120人受け入れております。原則として1学級30人以下であり、6学級で対応しております。量の見込みより1日の受け入れ人数を算出すると、1日242人～256人程度で8～9学級必要となります。公立幼稚園では申し込みに応じて受け入れを行うほか、私立幼稚園や認定こども園などでの対応について、今後の動向を見極めながら進めていきます。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定年間利用	人日	2,318	2,305	2,258	2,325	2,452
	2号認定年間利用	人日	60,522	60,183	58,941	60,691	64,022
	合計	人日	62,840	62,488	61,199	63,016	66,474
確保方策	年間延べ利用人数	人日	62,840	62,488	61,199	63,016	66,474
	学級数	学級	公立幼稚園では申し込みに応じて受け入れを行う				

②その他の一時預かり

○保育所の一時的預かりは、現在(平成 25 年度)、3 ヲ所で実施しており、年間 1,506 人を受け入れています。また、ファミリーサポートセンターは年間 2,506 人が利用しています。

○今後、本事業の補助要項が示された上で、小規模保育事業所での事業実施を検討し、一時預かりの受け入れ整備を図ります。また、子育て援助活動支援事業はファミリーサポートセンターと連携し、平成 25 年度実績程度の利用への対応を行っていきます。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	3,900	3,997	4,006	4,092	4,224
確保 方 策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000
		カ所	4	5	6	6	6
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	0	0	0	0	0

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

○病児保育事業は、現在(平成 25 年度)、年間延べ 251 人日利用しています。病児保育事業の実施施設数は現行を継続しますが、受け入れ人数の増加を図ります。また、今後の動向を見極めながら、対応する事業所数の増加を検討します。ファミリーサポートセンターも活用し、病児、病後児保育ニーズへの対応を図ります。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	258	265	265	271	280
確保 方 策	病児保育事業	人日	250	260	270	280	300
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	25	25	25	25	25

(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）

○小学生に対する子育て援助活動支援事業は、現在(平成 25 年度)、年間 715 人が利用しています。量の見込みは現状の 2 倍以上となっているため、ファミリーサポートセンターと連携し、まかせて会員の増加を図り、提供体制の拡充を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	1, 543	1, 559	1, 614	1, 622
確保方策	子育て援助活動支援事業 (就学後)	人日	1, 543	1, 559	1, 614	1, 622

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、現在、町で実施していません。量の見込みは年間 9 人と非常に少なく見込まれているため、ファミリーサポートセンターおよび養育支援事業等の活用による対応を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	9	9	9	9
確保方策	子育て短期支援事業	人日	※ファミリーサポートセンターおよび養育支援事業等での対応を図る			

(8) 利用者支援事業

○子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

○新制度で新しくはじまる事業であり、町内に 1 ヶ所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	カ所	1	1	1	1
確保方策	カ所	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

○乳児家庭全戸訪問事業は、87.9%（平成25年度）の家庭へ訪問をしています。今後も訪問時不在者及び訪問拒否世帯への対応について検討しながら、全戸訪問を目指します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間実人数	365	365	365	365	365
確保方策		実施体制：母子保健推進員、助産師、社会福祉士、保健師				

(10) 養育支援訪問事業

○養育支援訪問事業は、対象世帯が増加していることから平成26年度より事業を一部委託し、対象世帯のニーズにあわせて支援しています。今後も、他の事業と連携しながら支援対象世帯の把握に努め、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

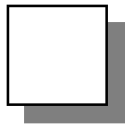
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間実人数	15	15	15	15	15
確保方策		実施体制：保育士、ヘルパー、保健師、助産師等				

(11) 妊婦健診事業

○妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり年間14回分を公費で負担しています。

○母子の健康管理と保健指導により安心して出産を迎えられるように、今後も継続して取り組みます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用回数	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977
確保方策		実施体制：沖縄県内協力医療機関受診 等 実施機関：産科又は婦人科の医療機関及び助産所（国内）				



第5章

子どもと子育て家庭への支援対策

1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第5章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

【考え方】

町ではこれまで、保育所の増改築や新設および受け入れの弾力化により、保育量の拡大を図ってきましたが、現在も待機児童が存在するほか、ニーズ調査では潜在的保育ニーズも大きく、保育の拡充は不可欠な状態となっています。

このような状況の中で、第一には既存保育所での受け入れ増による拡大を図りますが、認定こども園も整備を図り、0～5歳全体の教育・保育ニーズへの対応を行うほか、0～2歳児に対応する地域型保育事業の連携施設としての位置付けも含め、創設してまいります。

認定こども園の設置数は、事業計画の章に示しているとおり、計画期間内には2カ所、平成26年度整備の1カ所もあわせると計3カ所の整備を計画しています。

② 保育の質の向上

【現状】

保育の量の拡大に対する対応策が先行する中「質の低下」が懸念されています。こどもの最大の利益を保証するため、保育の質の確保・向上は町が責任をもってしっかりと取り組まなくてはなりません。そのため、保育の質の向上のため職員研修を行っており、特別支援保育事業に係る巡回指導や、ティーチャーズトレーニング、また新規参入施設への巡回支援も取り入れています。

【今後の取組み】

保育所における保育の質の向上のため、職員研修などこれまでどおり継続して行います。

保育の量の拡大を行う中、質の低下が懸念されますが、町が責任をもってしっかりと保育の質のために研修等を行っていきます。

特に、地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められていることから、その保育従事者に対しては、より十分な研修を行うほか、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図ります。

③保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化

【現状】

保育所と幼稚園は同じ時期の子どもたちを保育・教育する機関でありながら、連携した行事の実施や保育士と幼稚園教諭の交流はあまり図られていないのが実状です。

【今後の取組み】

幼小の連携は元より、保育所と幼稚園、小学校の連携・情報交換の場を設け、連携体制づくりに努めます。

保育所、幼稚園、小学校のお互いの保育参観の実施や合同研修の実施など、幼保の共通理解及び小学校とのつながりを持つ機会を増やし、就学前教育の充実に努めます。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

【現状】

公立幼稚園と町立小学校は隣接していることから、日頃から連携が図られています。しかし、私立幼稚園、保育所と町立小学校との交流は少ない状況にあります。就学時に情報共有等(指導要録)の提供は行っており、就学前から小学校への情報の引継ぎは実施されているが連携や交流、子どもがスムーズに小学校に移行していくための取り組みは、今後の課題となっています。

【今後の取組み】

遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との職員の交流や研修、情報交換など相互理解の場の確保、保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。また、教育・保育施設の園児と小学生との交流活動、教育・保育課程の工夫等も実施を検討します。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

【今後の取組み】

地域型保育事業の連携施設確保については、地域型保育を実施する法人が確保することとされていますが、町もその確保に努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、認可保育園、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

(2) 保育士等の確保の推進

① 保育士等の確保

【現状】

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。

現在、保育士の確保は各園で実施しており、町では保育士の処遇改善のために給与補助を行っています。

【今後の取組み】

県と連携を図りながら保育士等の確保を進めるほか、保育士の処遇改善を図るため、町内の保育所に所属する保育士の定着化及び正職員化のための補助を継続実施します。また、保育士にかかる業務の負担軽減が図られるように、保育所と連携して改善策を推進します。

そのほか、町内の保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を開催し、保育士の確保を進めます。

保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施し、確保に努めます。

② 幼稚園教諭の確保

【現状】

保育士とともに幼稚園教諭についても確保が難しい状況となっているため、処遇改善や業務の負担軽減を図るなど、幼稚園教諭が定着するよう、対応策を検討する必要があります。

【今後の取組み】

幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めるとともに、職務内容の負担軽減を図るなど幼稚園教諭が継続的に雇用できるよう努めます。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童指導員の確保

【現状】

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の確保は、各放課後児童クラブで実施しております。今後、放課後児童クラブでも支援員の確保や定着が課題となっており、人材確保に向けた取り組みが必要となっています。

【今後の取組み】

町内の放課後児童クラブと連携し、必要に応じた放課後児童支援員の確保に努めます。

③-2 地域人材の確保

【現状】

人材を確保する体制整備を図り、人材活用の促進を図っています。

【今後の取組み】

経験や知識が豊富な地域人材や学校、放課後子ども教室を支援するボランティアの確保に努めます。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

【現状】

北谷町では嘉手納町、北中城村の3町村合同でファミリーサポートセンター事業を実施しています。登録者や利用延べ人数が増加しており、特に子どもをあずかってほしい「おねがい会員」の占める割合が非常に大きくなっています。支援者側である「まかせて会員」の増加をほかり、利用しやすい環境を整備する必要があります。

【今後の取組み】

ファミリーサポートセンターの「まかせて会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの内容や研修内容などの周知を図ります。

(3) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

①-1 放課後子ども総合プランの一体的推進

【今後の取組み】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・小学校で実施する放課後子ども教室に近隣の放課後児童クラブも参加しプログラムを受けられるよう連携を図る。

○小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・多目的教室や音楽教室等を活用し、放課後児童クラブと連携した放課後子ども教室を行う。
- ・夏休み等の長期休業日も学校施設を活用し、切れ目のない子ども教室の実施を図る。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局による具体的な連携に関する方策

- ・放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、学校、行政、地域住民等を構成員とする放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、事業の実施に関する検討や共通理解、情報共有等を行い、相互連携を図る。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室で体験した活動や成果を発表するため、毎年度末に放課後子ども総合プラン発表会を実施する。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一体型の目標値	0ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所

※平成28年度は児童館の放課後児童クラブと北玉小・浜川小・北谷第二小の子ども教室の連携

※平成29年度は北谷小近隣放課後児童クラブと北谷小のこども教室の連携

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

【現状】

町には、補助対象としている放課後児童クラブが6施設あり、小学生の放課後児童の受入を行っています。これまでは、未就学児の利用(幼稚園利用者の学童併用)もありましたが、平成27年度以降は法律に基づいた町の条例により未就学児の放課後児童クラブ利用ができなくなるため、受け入れ先の確保が不可欠となっています。

【今後の取組み】

小学校低学年の放課後の保育対策である本事業の拡充を図るほか、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図ります。このため、県の主催する研修等の案内を行います。

また、児童館や学校等の公共施設を活用しての放課後児童クラブの実施に努めます。

未就学児での本事業利用者については、平成27年度以降は幼稚園における一時預かり事業(平成25年度までの預かり保育)を利用していただくように理解を求めます。公立幼稚園においては平日の預かりを「18:00まで」から「18:30まで」に延長し、共働き家庭が利用しやすいように充実を図ります。

①-3 放課後子ども教室の推進

【現状】

放課後子ども教室は、小学生が放課後等に安全・安心で健やかな居場所づくりを推進するものであり、学校の余裕教室等を活用し、実施しています。

【今後の取組み】

放課後子どもプラン運営委員会と連携を図り、小学校や公民館、ニライセンター等で実施している放課後子ども教室の拡充を図ります。

○放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子ども教室目標値	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所

※各小学校とニライセンターで実施し、放課後児童クラブと連携

②地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

【現状】

北玉児童館、上勢桑江児童館、宮城児童館の3施設が子どもの居場所づくりとして利用されています。活動内容は、季節的な製作活動、運動遊び、イベント（巨大迷路・児童館まつり等）、幼児クラブ（親子活動）、館外活動となっています。

【今後の取組み】

子どもたちの放課後が安全に過ごせるよう児童館の安全管理に努めます。
また、今後も3児童館が連携し、活動の充実を図ります。

②-2 多様な居場所づくり

【現状】

現在は放課後児童対策である放課後児童クラブや放課後子ども教室があるほか、地域によっては公民館で学習を行っているところもあります。しかし、保護者からは地域で安心して過ごすことができる場の確保が望まれており、放課後の居場所づくりが必要となっています。

【今後の取組み】

地域における子どもの放課後の居場所について、児童館、公民館等の地域の社会資源や人材を活用しながら、対策の検討と実施に努めます。

(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）

①切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策

①-1 母子(親子)健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実

【現状】

母子(親子)健康手帳は、妊娠の経過や出産の状況、赤ちゃんの成長や乳児の健康診査および予防接種の記録を行うものです。妊娠届出時に窓口で妊娠・出産に関するご相談を受け、届出時に記入していただくアンケートから、保健指導及び相談が必要と判断される方に指導、相談、支援する取り組みを行っています。

【今後の取り組み】

早い段階(妊娠 11 週以内)での妊娠の届け出を行うように周知・広報を行います。
また、妊娠届出時に記入していただくアンケートの内容を見直し、ハイリスク妊婦(健康上または養育上の支援を必要とする妊婦)を早期に把握し、保健師や助産師による妊婦訪問や両親学級等の相談・支援につなげられるよう取り組みます。

①-2 妊婦健診の充実

【現状】

妊娠の経過や赤ちゃんの発育について定期的に確認し、流産・早産の予防と低出生体重児の予防、母体の健康保持、B型肝炎やHTLV-1の母子感染予防などを含む感染予防対策等を行っています。平成 21 年度からは一人あたり 14 回の受診助成を行っており、経済的負担の軽減を図っています。

【今後の取り組み】

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、今後も本事業の実施と公費負担の継続を図ります。
また、健康診査の重要性や妊婦健康診査の経済的負担が軽減されたことの周知および医療機関と連携して妊婦健診未受診者の把握に努め、受診率の向上を促進します。

①-3 新生児・産婦訪問事業の充実

【現状】

助産師(町より委託)が新生児のいる家庭を訪問指導する事業です。出産早期のニーズに対応できるよう、出生届出時にアンケートを実施しています。

【今後の取り組み】

訪問、電話による支援体制の充実を図ります。
産後の母子が地域で孤立することの無いよう、助産師と母子保健推進員が、より多くの家庭と一緒に訪問し、母子保健推進員との交流の場を設定しています。
また、助産師による指導により、母乳育児の推進を図ります。

①-4 未熟児訪問指導の実施

【現状】

平成25年度、県からの業務移管により、未熟児への訪問指導も市町村が実施することとなりました。早期出産や低体重で生まれた未熟児について、保健師や助産師が訪問し、保護者に対し、養育上必要な保健指導を行っています。

【今後の取組み】

医療機関との連携を図り、早期に訪問等による保健指導が実施できるよう取り組みます。また、医療機関で開催される、未熟児連絡会に積極的に参加し、医療機関との情報共有および連携を図ります。

①-5 両親学級の充実

【現状】

両親学級は、妊婦とそのパートナーを対象に年3クラスの実施を行っています。(1クラス5回の受講)。また、母子保健推進員や保健師が訪問で案内を届けることにより、妊娠中から地域の中で相談しやすくなる体制を作るように心掛けています。

【今後の取組み】

妊娠届出時や、教室実施時に行うアンケートの結果などから、本事業の内容充実を図ります。また、対象者への個別の案内だけでなく、子育てだよりや町のホームページでの周知・広報に努め、受講者数の増加を図ります。

また、教室が妊娠中の健康管理や産後の育児指導の場だけではなく、地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となることを目指します。

①-6 母子栄養食品の支給

【現状】

生活保護受給者等の家庭で、栄養の援助を必要とする妊産婦や乳児に対し栄養食品の支給を行っています。

【今後の取組み】

対象者が早期に本事業による支援を受けられるよう、対象者の把握及び個別支援の充実を図ります。

乳児に関しては、1歳の誕生日末日までとなっていますが、未熟児などは発達の遅延もあるため、修正月齢の考慮を要するか検討します。

①-7 母乳育児の推進

【現状】

母乳育児の大切さを伝えるために、母乳育児について両親学級・育児学級の内容に盛り込んでいるほか、乳児一般健康診査の際には助産師を配置し、母乳相談コーナーを設けています。

また、助産師が電話連絡や家庭訪問をする際にも、随時、母乳相談や指導を行い、母乳育児の推進に努めています。

【今後の取組み】

母乳育児の大切さを伝えていくため、今後も母子保健事業での継続した取り組みを行います。

①-8 育児学級の充実

【現状】

町では保健師、助産師、栄養士、救急救命士、保育士等が事業に参加し、発達段階に合わせて、生後1～3か月児対象の育児学級パート1と、生後6～9か月児対象の育児学級パート2の2種類の育児学級を開催しています。これらの学級では、必要な育児技術の指導だけでなく、育児に不安を感じる保護者の不安の軽減を図り、母子の地域での孤立を防ぐため参加者同士のコミュニケーションを図る内容にしています。また、育児学級パート2を子育て支援センターで開催することにより、その後の支援センターの利用促進を図っています。

【今後の取組み】

今後も発達段階に応じた事業展開を継続するとともに、事業内容のを定期的に見直し、内容の充実を図ります。また、参加者を増やすため、個別の案内(ハガキの郵送による)での通知だけでなく、町報や健康だより、ホームページを活用した周知・広報活動に努めます。

①-9 離乳食実習の実施

【現状】

離乳食についての知識・技術の習得により、子どもの発育・発達を促すとともに、育児負担の軽減を図る為、生後4～6ヶ月の乳児を持つ保護者を対象に離乳食実習を年6回実施しています。同じ月齢の乳児を持つ保護者同士の情報交換やリフレッシュの場にもなっています。

【今後の取組み】

乳幼児健診や両親学級等で離乳食の目的や重要性を伝えるなど、周知・広報活動を継続します。離乳食開始後や離乳完了後の保護者の育児負担や、乳児の栄養管理に対応できるよう相談窓口の紹介や栄養に関する資料の提供を行います。

アンケート実施も継続し、参加者の意見を参考に内容の充実を図ります。

①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）

【現状】

平成19年度より開始した生後4か月までの全戸訪問事業で、母子保健推進員、助産師、社会福祉士、保健師により行っています。

【今後の取組み】

訪問時不在または訪問拒否の世帯への対応について検討し、全戸訪問を目指します。

①-11 母子保健推進員の活動支援

【現状】

地域で暮らす母子を身近なところで見守り、役場とのパイプ役を担っている母子保健推進員は、平成26年度は各行政区1～3人、計21人で活動しています。月1回実施している定例会では、情報交換だけでなく資質向上のための勉強会を実施しています。また、県や圏域で開催される研修会や会議へも参加しています。

【今後の取組み】

乳幼児健診等の母子保健事業への協力員でもある母子保健推進員について、町民への周知を図り、地域と行政とのパイプ役として活動が展開しやすいように図ります。

また、乳児全戸訪問以外にも、前述の両親学級の案内を母子保健推進員が直接各家庭に配布することにより、妊娠期から地域の母子を支えて行けるよう努めていきます。

行政区によっては母子保健推進員の人数が不足しているため、母子保健推進員の増加の呼びかけを行います。

①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援

【現状】

若年、高齢、疾患合併、経済的支援を要するなどの妊産婦を対象に、保健師による各種相談・支援を実施しています。中部地区(福祉保健所圏域)で開催されているハイリスク妊産婦連携会議に参加し、医療機関や保健所との更なる連携強化を図っています。

【今後の取組み】

今後もハイリスク妊産婦に対する個別支援を引き続き実施します。妊娠届時に実施するアンケートの内容を見直し、対象者の把握に努めます。また医療機関との更なる連携強化を図り、対象者の現状の把握と相談支援の充実に努めます。

②子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

【現状】

個別通知や広報誌、町ホームページ等により予防接種の必要性を呼びかけるとともに、接種率向上を図る取り組みとして、再通知や各健康診査時における指導、母子保健担当の保健師による訪問の際の接種勧奨を行っています。また、定期予防接種及び行政措置予防接種については、無料で予防接種を受けられるよう費用助成を行っています。

【今後の取り組み】

予防接種の大切さや定期予防接種及び行政措置予防接種の費用助成等について周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）

【現状】

乳児一般健康診査は年 12 回実施しています。対象は 1 歳未満の乳児ですが、沖縄県では前期、後期の 2 回の集団健診が一般的です。北谷町では、前期は 3～4 か月児、後期は 9～10 か月児に対し案内しています。

1 歳 6 か月児健康診査は平成 21 年度からは年 12 回(月 1 回)実施しています。対象児は、1 歳 6 か月～2 歳未満児ですが、北谷町では幼児の発達段階を踏まえ、1 歳 7 か月～8 か月児に対し案内しています。

3 歳児健康診査は、平成 21 年度から年 12 回(月 1 回)実施しています。対象児は、3 歳～4 歳未満児ですが、北谷町では 1 歳 6 か月児健康診査同様、幼児の発達段階を踏まえ、3 歳 4 か月～5 か月児に対し案内しています。

また、未受診対策として平成 23 年度から専任の保健師を配置し、受診率向上を図り、未受診者のいる家庭や母児の状況を把握するよう努めています。

【今後の取り組み】

今後も受診率の向上を図るために、健康診査の内容や大切さを周知・広報するほか、受診率の高い市町村の取り組みを参考にして実施方法を見直し、母子保健推進員との連携を図ります。

健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師などを配置することで、相談支援体制の充実を図ります。また、適切に継続支援が必要な親子を把握し支援できるよう、問診内容やフォローの基準、支援の方法を検討します。

未受診対策においては、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携し受診勧奨を強化し、児の状況把握ができるよう努めます。

②-3 乳幼児歯科相談の実施

【現状】

乳児一般健康診査は小児保健協会へ委託されていますが、町独自の取り組みとして、歯科衛生士を1人配置し、乳児一般健診(後期)の対象児の保護者を中心に歯みがき相談を実施しています。

【今後の取組み】

乳児一般健康診査(後期)における9～10か月児の保護者を対象とした歯みがき相談について、今後も乳児期から発達段階に応じて指導・助言をしながら、継続した取り組みを実施していきます。

②-4 2歳児歯科健診の実施

【現状】

2歳児歯科健診は、年6回実施しており、受診率は60%程度です。スタッフは歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士、心理士、保育士、母子保健推進員です。フッ素塗布や仕上げ磨きの指導助言、食習慣の指導・助言を行うことにより、3歳児のう歯率の低下を図っています。

【今後の取組み】

未受診者に対し、再通知による受診勧奨を行うことで更なる受診率向上につなげます。また、それまでの健診(乳児一般健診や1歳6か月児健診)の未受診者に対しては、訪問による受診勧奨を行い、受診率向上と状況把握に努めていきます。

2歳児は子育てに負担を感じやすい時期でもあるので、本事業時に育児に関する各種相談・指導を行うなど、事業の拡充を図ります。また、1歳6か月児健康診査の事後フォローもこの機会に対応できるような体制づくりに努めます。

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実

【現状】

各種健康診査の際に栄養相談を行うほか、両親学級、育児学級での栄養指導や離乳食実習を実施しています。

【今後の取組み】

健康診査の待ち時間を利用して、栄養や食育の情報提供に努めます。また、分かりやすい情報提供方法について検討し、推進していきます。

離乳食実習や育児教室等での栄養相談・指導の充実はもちろん、その他の母子保健事業においても、乳幼児の健やかな成長に欠かせない食に関する情報提供の機会を多く持つように努めます。

③-2 保育所における食育の推進

【現状】

保育所では、園児による季節の野菜の栽培等を通し、成長の観察や収穫を行い、更に給食食材に加える等の取り組みを実施しています。

【今後の取組み】

これまで保育所で実施してきた取り組みを継続して行うとともに、食育に関する実施計画を策定し、食育の更なる推進を図ります。

また、保護者に対する食育指導の機会を増やし、取り組みを強化するように努めます。

③-3 学校における食育の推進

【現状】

学校栄養士と連携し、栄養バランスを考えた食事をとることの指導を実施しています。

また、各学校の食育担当教諭、養護教諭、学校栄養職員、保健衛生課、子ども家庭課と、連携した取り組みを実施しています。教育委員会では、健康安全教育担当者会を開催しています。

【今後の取組み】

食育指導をより効果的に実施するため、学校における食育年間指導計画については、給食センター栄養職員、栄養教諭及び食生活改善推進員が参画し計画していきます。その計画を基に、取り組みの充実を図ります。

③-4 食育についての連携の強化

【現状】

食育の推進を目的とした担当者会を開催し、各ライフサイクルを通じた現状共有、各段階での目標設定を行っています。構成メンバーは保健衛生課の栄養士、子ども家庭課の栄養士、給食センター栄養士、保育所、幼稚園、学校です。

【今後の取組み】

食育の推進を図るため、町内の関係する栄養士等による担当者会を開催し、町内の子どもたちへの食育について効果的な推進方法の検討及び実施のための連絡調整を行い、食育の推進に努めます。

④望ましい生活習慣の確立

【現状】

子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけることは子どもの健康保持だけではなく、大人になってからの健康にも影響を与えます。乳幼児期においては健康診査や育児学級の場を活用し、正しい生活リズムについての指導や情報提供を行っています。

【今後の取組み】

子どもの望ましい生活習慣を確立するため、今後も乳幼児健診等の母子保健事業を通じた啓発や情報提供を行います。

⑤子どもの事故防止対策

【現状】

事故予防の啓発については、乳幼児健診の際に予防に関する掲示広報や、育児学級パート2（生後6～9か月の赤ちゃんの保護者対象）において、「乳幼児の事故防止と応急手当」の内容で、救急救命士による講話、実技等の講座を設けています。

【今後の取組み】

「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」による各家庭訪問や育児学級等における子どもの事故予防の普及啓発を今後も継続して行います。

また、事故防止の注意点などをまとめたわかりやすいパンフレットを母子保健事業実施の際に配布し、予防の普及に努めます。

⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進

【現状】

性に関する正しい知識の普及・啓発には、学校の授業における性教育だけではなく、子どもの発達段階に応じた涵養（無理をしないでゆっくりと養い育てること）が必要です。

小中学校では12月の国際エイズデーと関連付け、エイズ等の性感染症に関する学習を実施しています。小学校5年生に対し学校が実施する命の体験授業を、母子保健推進員や保健師が協力し行っています。また、中学3年生に対し助産師による講演会を実施しているほか、保健指導を通して性感染症や妊娠出産、生命の尊重についての正しい知識を身につけさせるよう努めています。

【今後の取組み】

子どもの各発達段階に応じた一貫した性教育を推進するため、保健師と保育所、幼稚園、学校等の関係機関が連携し、学習、知識の普及や啓発、思春期保健についての相談を行います。平成27年度からは小学校3年生に対して命についての講演会を予定しています。

思春期保健については、関係機関同士で連絡調整を行い、状況の把握をし講演会や学習の場を継続して設けていくほか、関係機関と連携し、性教育・命の教育の充実を図り、性感染症等の予防と10代の望まない妊娠の予防に努めます。

⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進

【現状】

小中学校において、飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室を、沖縄警察署や校医等と連携し実施しています。

養護教諭と連携し、喫煙や飲酒に関する健康被害のポスター等を掲示し、喫煙や飲酒が健康に害を及ぼすことを理解させるよう努めています。

【今後の取組み】

小中学校において、沖縄警察署や校医等と連携し実施している飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室の内容の充実を図ります。

基本目標2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

【現状】

待機児童をみると、年度初めの4月において0歳児は少なく、年度途中での申し込みが増えていく傾向にあります。現状では、産休明けや育休明けでの保育ニーズに対して、受け入れが足りない状況にあり、0歳児や1歳児の受け入れ拡大が必要となっています。

【今後の取組み】

ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、地域型保育、特に小規模保育事業を整備することにより、0～1歳児の保育の拡充を行い、預けたい時にいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における5歳児保育の拡充

【現状】

現在、保育所では5歳児の受け入れ枠に限りがあり、5歳から幼稚園を利用している児童も多い状況となっています。0～5歳児までの連続した保育ニーズに対応するため、5歳児の保育拡大が課題となっています。

【今後の取組み】

保育所の定員の見直しや、5歳児クラスの拡充により整備を行います。

③ 認定こども園の整備

【今後の取組み】

保護者の就労の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園の整備を図ります。

④ 公立幼稚園の複数年保育の実施

【現状】

平成26年度現在、町の公立幼稚園では、5歳児のみの1年保育を実施しています。しかし、3～5歳児を受け入れる複数年保育は、子どもの育ちへの長期的で細やかな対応、異年齢児同士の学び合いや育ち合い、適正な子ども集団の確保等の点から大変重要であるため、複数年保育の実施が課題となっています。

【今後の取組み】

公立幼稚園における複数年保育を実施します。実施においては、園舎の増改築による教室の確保、定員増、保育所の5歳児保育拡充による保育所利用者の増、公立幼稚園利用者の減を想定しての余裕教室活用などにより、受け入れ枠の確保を図ります。

⑤公立幼稚園における一時預かり事業の充実（預けやすい環境整備）

【現状】

共働き世帯の増加や核家族化を背景に、幼稚園児の保護者から幼稚園型の一時的預かり（平成26年度までの「預かり保育」）について、預けやすい体制の整備が望まれています。具体的には、終了時間の延長や土曜日の預かりの実施、春休み期間の利用などです。公立幼稚園の一時的預かりが利用者の就労状況から利用しにくい方もあり、幼稚園終了後は放課後児童クラブを利用する家庭も少なくない状況でした。沖縄県はこれまで、未就学児の放課後児童クラブ利用が特例的に認められ、補助対象とされてきましたが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、補助対象外となり、受け入れが行われなくなります。幼稚園型一時的預かりのニーズとともに、共働き家庭が利用しやすいよう、受け入れ体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組み】

公立幼稚園では、幼稚園型の一時的預かりにおいて、終了時間の延長（現行の「18時まで」を「18時30分まで」に）、を実施するほか、春休み期間の受け入れも行い、一時的預かりの充実および公立幼稚園が共働き家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

⑥認可外保育施設との連携・支援

【現状】

沖縄県の新すこやか保育事業を活用し、町内の認可外保育施設に対し、補助金の交付による支援を行っております。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を行っております。

【今後の取組み】

今後とも沖縄県の新すこやか保育事業を活用し、町内の認可外保育施設に対し、補助金による支援を実施します。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を継続して実施します。

(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

① 地域での子育てネットワークの構築

①-1 子育て支援のネットワーク化の推進

【現状】

保育所、認可外保育施設、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室といった関係機関及び子ども会、PTA、民生委員児童委員などの関係団体は、それぞれが子どもの育成や子育て支援に取り組んでいますが、横の連携はまだ不十分な状況にあります。

【今後の取組み】

町における子どもの育ちを考え、支えていくための連携の充実・強化を図ります。

地域の子どもの状況について乳幼児、学童期、青少年期を一連に把握し、各関係機関や団体での対応や連携について考え、町の各組織が一体となって子育て支援の方向性を見据え、また活動も単独ではなく一緒になって取り組む体制の確立を推進します。

② 地域子育て支援センターの充実

②-1 子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）

【現状】

地域の子育て家庭の相談、情報提供のほか、保護者同士の交流の場となっています。

町では、保育所に併設する施設3か所にて実施しています。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めます。子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

また、子ども家庭課、保育所、幼稚園においても情報の共有等を図り、子育て相談を強化します。

子育て支援センターが地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となっていることの周知・広報を行い、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の推進

【現状】

現在、教育・保育施設の利用者に限らず、全ての子育て家庭が利用できる事業として、一時預かり事業、病時・病後児保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業などを実施しています。

新制度に示された事業にもとづき、町の実態を勘案しながら、事業計画に盛り込む必要があります。

【今後の取組み】

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

④新規参入施設の巡回支援

【現状】

新たに認可・認定を取得、又は取得を予定している事業者に対し、必要に応じて支援員を派遣し、事業運営や事業の実施に関する相談・助言などの支援を行っています。

【今後の取組み】

今後も、新規参入施設へ支援員を派遣するなど巡回支援を行っていきます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察、心理士による育ちの相談を通して、発達の違いなどによる親の育てにくさのサインに早期に気づき、適切な支援を行うよう努めています。発達障がいに関しては北谷町では平成20年度より、健診内容の見直しをし早期発見を図るとともに、育児支援を目的として含む健診の事後フォローとしての教室(親子教室)をスタートし、早期支援に取り組んできました。また、親子教室以外にも、健康診査後には経過の見守りや相談のための家庭訪問や来所相談、電話相談や心理士による発達相談を行っています。

また、平成26年度より、育ちの支援センター「いっぼ」が開所し、親子参加型保育(療育グループ)を通して、子どもの発達や姿を保護者と共通理解し、子どもの健やかな成長発達の支援と保護者支援を行っています。

【今後の取組み】

妊娠届出時に実施するアンケートの内容を見なおし、親の要因や育児環境による育てにくさのリスク因子がないか把握できるよう努めます。また、それにより妊娠期から育てにくさが予測される場合には、早期に支援を開始できるよう努めていきます。

発達障がいの早期発見や早期支援等対応の充実を図るため、健康診断の問診内容の見直しや乳幼児健診にかかわるスタッフの技術向上、フォロー体制の強化を図ります。

“育ちの支援センター「いっぼ」”にて、親子参加型保育(療育グループ)を実施し、グループ以外にも発達や子育てについての情報提供、また保護者同士の交流支援を行うことで、早い段階での保護者支援・家族支援の充実を図ります。

また、育てにくさを感じる親への支援として、既存の親支援プログラム(ペアレントトレーニングやコモンセンスペアレンティング等)の活用や導入を検討します。

② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進

【現状】

児童虐待防止月間に、パネルの掲示及び各機関へのポスター掲示で町民への啓発を図りました。また、子育て支援パンフレットやチラシを作成・配布することで、子育て相談窓口の周知を図っています。

【今後の取組み】

虐待防止についてのポスターの掲示、チラシの配布、パネル展等を今後も継続して行い、町民への啓発を図ります。

妊娠期からの切れ目ない支援を実施するため、妊娠期からの相談しやすい体制の整備に努めるとともに、妊娠届出時に実施したアンケートやその他母子保健事業等で特定妊婦等支援が必要な妊婦や家庭を把握し早期の支援につなげるよう努めます。また、地域からの虐待通告への早期対応によって虐待の未然防止に努めます。

②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲）

【現状】

平成 19 年度より開始した生後 4 か月までの全戸訪問事業で、母子保健推進員、助産師、社会福祉士、保健師により行っています。

【今後の取組み】

訪問時不在または訪問拒否の世帯への対応について検討し、全戸訪問を目指します。

②-3 乳幼児健診未受診対策の強化（再掲）

【現状】

乳幼児健康診査の未受診児は、その時期に必要な健康診査を受けられていないというだけではなく、その中には、居住実態が把握できない児や養育支援が必要な家庭の児が含まれている可能性があります。そのため北谷町では乳幼児健診の未受診対策として平成 23 年度から専任の保健師を配置し、受診率向上を図るだけでなく、未受診者のいる家庭や母児の状況を把握するよう努めています。

【今後の取組み】

今後も受診率の向上を図るために、健康診査の内容や大切さを伝える周知・広報するほか、受診率の高い市町村の取り組みを参考にして実施方法を見直し、母子保健推進員と連携しながら未受診者対策に努めます。

また、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携し受診勧奨を強化し、児や家庭の状況把握ができるよう努めます。把握した情報をもとに、関係機関と連携しながら対応を検討し必要な家庭は養育支援をはじめとする支援を受けられるよう努めます。

②-4 養育支援訪問事業

【現状】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による家事援助や養育者の相談・指導等を実施しています。平成 26 年度より業務を一部委託することで対象世帯へのニーズに合わせて支援を行っています。

【今後の取組み】

現在の取り組みを継続し実施するとともに、他の事業や他の職種との連携を図りながら、要支援者の把握に努めます。

②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【現状】

要保護児童対策地域協議会にて、福祉・保健・教育・児童相談所・警察署等の関係機関との連携を深めながら、代表者、実務者(ケース進行管理会議含む)及び個別支援会議を開催しています。

【今後の取組み】

要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議(ケース進行管理含む)、個別支援会議の充実を図り、各ケース検討が円滑に進むよう関係機関との連携に努めます。

また、学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する必要があるため、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などの研修等に取り組みます。

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(地域子ども・子育て支援事業内)を活用し、地域ネットワーク構成員(関係機関)の連携強化や専門性向上を図る取り組みを実施し、要保護児童対策の強化を図ります。

③ひとり親家庭の支援の充実

③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握

【現状】

ひとり親家庭に関する相談に応じ、必要に応じて女性相談所や福祉保健所等の関係機関等の紹介等を行っています。

【今後の取組み】

ひとり親家庭への相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、県が実施している「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」の資料に基づき、ひとり親家庭が抱える問題点や課題を把握し、自立を促す支援策の検討につなげます。

③-2 生活援助対策の推進

【現状】

ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費の助成、各種貸付制度等の支援を実施しています。

また、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合若しくは日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援しています(県事業)。

【今後の取組み】

「児童扶養手当」や「母子及び父子家庭等医療費助成」及び県が実施する各種貸付制度などのひとり親家庭への支援事業の周知に努めます。

また、「ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業」や「ファミリーサポートセンター利用支援事業」を継続して実施します。

④障害を持つ児童等への適切な対応

④-1 障がいの早期発見、早期支援

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察を通して運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を早期に発見し、適切な指導を行うよう努めています。また、健康診査後には支援が必要な子への訪問指導をはじめ、電話相談や発達相談を行っています。

【今後の取組み】

障がい児一人ひとりのニーズに合った支援を行うため、関係各課・機関で情報を共有できるように連携体制を構築していきます。

④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実

【現状】

保育所では、特別支援保育において、障がい児のほか特別な支援を必要とする子どもに対する対応を行っています。

また、放課後児童クラブにおいては、平成 21 年度より障がい児の受け入れ体制整備のため、障がい児受け入れ加算の補助を実施しています。

幼稚園や学校では平成 21 年度から障がいを持つ園児の介助及び学習支援を行う特別支援教育支援員の派遣を実施しているほか、個別指導計画及び個別支援計画を作成し、個に応じた指導の充実を図っています。

【今後の取組み】

保育所の特別支援保育の更なる充実を図るほか、放課後児童クラブでの受け入れ支援や受け入れ可能な放課後児童クラブの増設を行います。

また、保育所(園)や教育現場等での障害を持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業等の活用を図ります。

幼稚園や学校での障がい児の受け入れについては、安全面で著しく考慮を要する場合は、町派遣の特別支援教育支援員の運用により、支援体制の充実を図ります。

これらの取り組みにより、他の児童も含めた集団の中での育ちを保障していきます。

④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実

【現状】

障がい児(者)に対する相談支援事業は2事業所へ委託し実施しています。

【今後の取組み】

障がい児(者)のための相談場所(相談支援事業の委託先)の周知・広報のほか、関係各課の連携を強化しながら、情報を共有し更なる事業の充実を図ります。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスといった、障がい児が利用できる福祉サービスについて周知・広報に努めるほか、ニーズに対応した事業所の確保等、サービス提供が円滑となるように図ります。

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等についてはスムーズに申請することができるよう、子ども家庭課と福祉課の連携を強化し、制度の周知を図ります。

④-4 発達障害の支援の充実

【現状】

母子保健においては、乳幼児健康診査時に育ちの確認を実施し、その結果等をもとにその後の支援をするなど早期発見・早期支援に努めています。また、保育所、幼稚園及び学校においては、発達障がい児への対応の整備を進めており、保育所においては、保育士向けにティーチャーズトレーニングを実施するなど、支援者の質の向上を図っています。

庁内関係各課では、発達障がい児(者)のライフステージを通じた取り組みのため、連携の強化を図ることが課題となっています。

【今後の取組み】

引き続き、発達障害の早期発見や対応の充実を図るため、健康診断時や事後支援時のスタッフの技術向上、フォロー体制の強化を図ります。

保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブと連携し、保育士や教職員の研修の機会を持ち、発達障害についての理解や支援者の質の向上を図ります。

また、保育所(園)や教育現場での発達障がいを持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業等の活用を図ります。幼小中学校に通う学習障がいなどの発達障がいを持つ園児、児童生徒には、学校へ特別支援教育支援員を派遣し、支援を行います。

定期的に支援関係機関が集まり、発達支援体制の取り組みが適正な支援体制として機能しているか検証・見直しを行い、連携体制の充実強化を図ります。

また、発達障害について、親や子どもを取り巻く周りの方々への理解を図るため、保育所や幼稚園での周知のほか、町からの情報提供にも努め、子育ての楽しさを感じることが出来るような環境づくりに努めます。

(4) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 子育て支援センターの充実（再掲）

【現状】

地域の子育て家庭の相談、情報提供のほか、保護者同士の交流の場となっています。
町では、保育所に併設する施設3か所にて実施しています。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めるとともに、支援センターで活動している子育て交流サークルの支援を今後も継続して行います。

子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

また、子ども家庭課、保育所、幼稚園においても情報の共有等を図り、子育て相談を強化します。

子育て支援センターが地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となっていることの周知・広報を行い、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

①-2 関係機関等による各種相談の充実

【現状】

子育てに関する相談は、相談や交流の中心を担っている地域子育て支援センターのほか、子ども家庭課窓口や保健衛生課、保育所などの関係機関、民生委員・児童委員、母子保健推進員などが行っています。気軽な相談から専門的な相談まで対応し、的確な相談先への紹介を行うために相談を担う機関同士が連携を強化する必要があります。

【今後の取組み】

町の子ども家庭課及び関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-3 利用者支援事業の実施

【現状】

新制度で新しく始まる事業であり、子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。町では平成26年度より子ども家庭課に人材を配置し、事業を実施しています。

【今後の取組み】

町内に1カ所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

②情報提供の充実

②-1 子育て情報提供の充実

【現状】

子育ての情報提供としては、町ホームページや広報誌に制度の紹介・子育ての不安への対応等を掲載しています。また、「健康だより」や「子育てだより」で予防接種や育児学級等の母子保健事業の紹介を掲載しています。ニーズ調査では、教育・保育施設を利用している家庭では各施設を通して情報を入手しているようですが、家庭保育者は情報の入手先がなく、また共働き世帯と比べ、いろいろな方法により情報を得たいという声が多くなっていました。町の広報誌やホームページによる情報提供だけではなく、あらゆる情報提供手段により、多くの子育て家庭に情報が届くように、提供方法について研究していきます。

【今後の取組み】

町の広報誌やホームページによる子育て情報提供を充実するとともに、子育て支援情報が一元化された形で発信できるように、関係各課との連携強化、情報の共有を図ります。

また、広報誌や「健康だより」については、全戸配布を行う方法を検討し、町民が行政からの情報を確実に入手できるように図ります。

広く子育て家庭全般に幼稚園や保育所、子育てに関する情報を提供するため、母子保健関連の事業と連携し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの場で教育・保育事業に関する情報提供や相談業務を行うように進めます。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

【現状】

子育てに関する情報の発信においては、幼稚園や保育所、地域子育て支援センター、学校と連携して行っています。保護者は利用している教育・保育施設等を通して情報入手することが多いため、利用できるサービスや制度の情報について、関係機関と一層連携し、的確に、早急に周知を図る必要があります。

【今後の取組み】

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員児童委員、自治会、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

③経済的負担の軽減

③-1 児童手当の給付

【現状】

子育て家庭に対し、児童手当の給付を行っています。

【今後の取組み】

これまでどおり、児童手当の給付を行っていきます。

③-2 就学、就園に対する減免

【現状】

経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒については、就学援助費の支給を行っています。就園児童については、就園奨励費補助金制度により保育料等の減免を行っています。

【今後の取組み】

子ども・子育て支援新制度が開始されるに伴い、公立幼稚園の保育料が応能負担になり、また、新制度に移行する私立幼稚園において就園奨励費補助の対象外となりますが、その就園奨励費補助相当額を差し引いた額で設定される保育料となります。保護者負担は実質的に大きな変更はありません。しかし、これまでの減免の仕組みが新制度で変わってくるため、周知を徹底し、町民への理解を求めています。

③-3 医療費の助成

【現状】

子ども医療費助成は、平成 22 年度から入院分について中学校卒業まで助成するように対応しています。

【今後の取組み】

子育て家庭への経済的負担軽減を図るため、平成 27 年度より中学校卒業まで通院費・入院費とも無料化します。

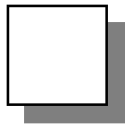
③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

【現状】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、新制度の施行に伴い事業実施の検討を行います。

【今後の取組み】

教育・保育施設利用者の経済的支援策として、世帯の状況を見極めながら必要に応じて実費徴収に係る助成を実施します。



第6章

計画の推進について

1. 計画の周知
2. 計画の推進体制
3. ニーズ等の定期的な把握
4. PDCAサイクルによる進行管理の実施

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、町民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

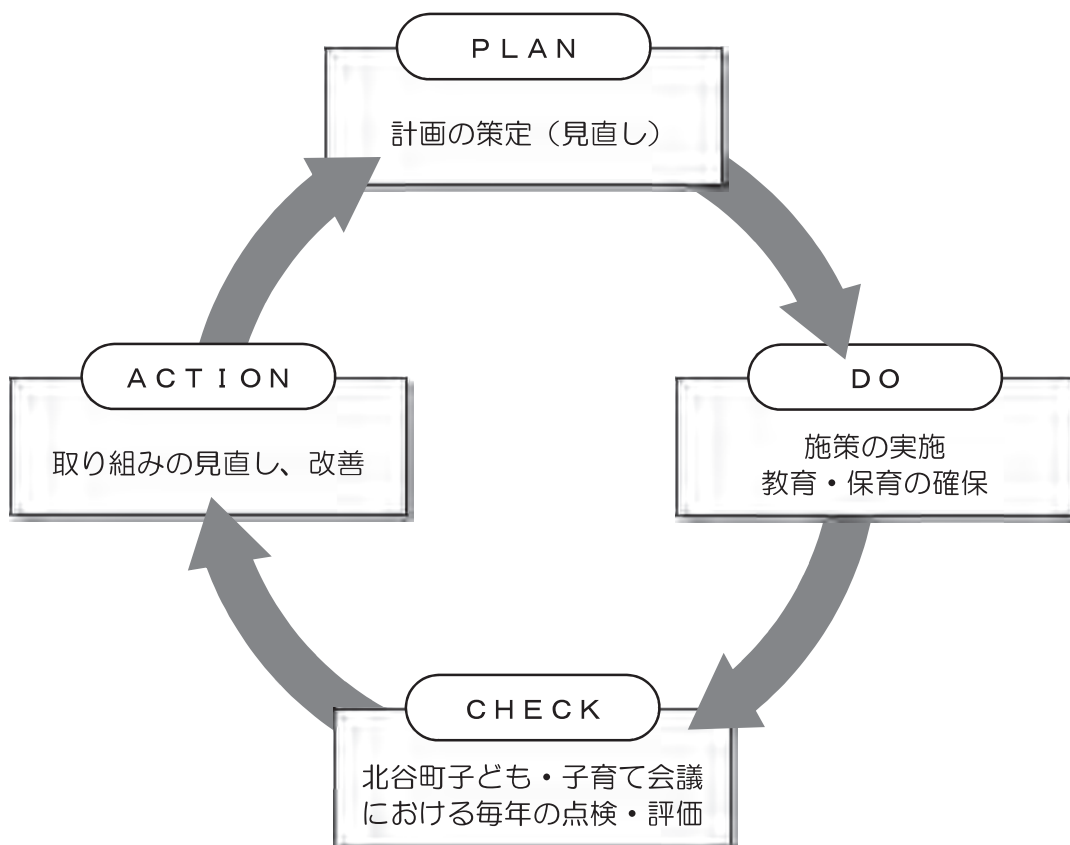
3. ニーズ等の定期的な把握

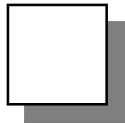
○子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。本計画を策定するにあたってニーズ調査等を行いました。今後子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. PDCAサイクルによる進行管理の実施

本計画の進行管理においては、「PDCAサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、計画内容の審議にあたった「北谷町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、適時、取り組みの見直しを行っていきます。





～ 資料編 ～

1. 北谷町子ども・子育て会議規則
2. 北谷町子ども・子育て会議委員名簿
3. 北谷町附属機関設置条例
4. 「北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ

資料 1 : 北谷町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 12 月 20 日

規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北谷町附属機関設置条例（平成 20 年北谷町条例第 22 号）第 3 条の規定に基づき、北谷町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に規定する次の事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (3) 北谷町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関して意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験者及びこれに準ずる者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年北谷町条例第17号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、住民福祉部子ども家庭課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 2 : 北谷町子ども・子育て会議委員名簿

北谷町子ども・子育て会議委員

任期：平成 26 年 5 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日

No.	所属	役 職	氏 名
1	かみざと社会福祉研究所	所長	かみざと ひろたけ 神里 博武
2	沖縄県中部福祉保健所 地域福祉班	班長	みやぎ なおこ 宮城 尚子
3	北谷町認可保育園連絡協議会	会長	あか よねこ 阿嘉 よね子
4	中央保育園	園長	きゃん きみこ 喜屋武 キミ子
5	学童教室太陽の子	園長	あしとみ かずみ 安次富 和美
6	沖縄県私立幼稚園連合会	理事	いけばら もとき 池原 基生
7	北谷町商工会	女性部副部長	たかみやぎ きぬよ 高宮城 絹代
8	北谷町母子寡婦福祉会	事務局員	くらた えみ 倉田 艶美
9	発達障害児を支える会 「そら」 o k i n a w a	会員	いしわたり きよこ 石渡 清子
10	北谷・嘉手納・北中城 ファミリーサポートセンター	センター長	なかよし かずの 仲吉 一乃
11	NPO法人 沖縄県学童・ 保育支援センター	理事	かきのはな みちあき 垣花 道朗
12	謝苺保育所	保護者	なこう あきら 名幸 徹
13	北谷幼稚園	保護者	みやぎ ゆきひと 宮城 幸人
14	宮城児童館幼児クラブ	保護者	みやぎ ともこ 宮城 朋子
15	愛育保育園	保護者	しづや しおり 渋谷 詞緒里
16	学童教室太陽の子	保護者	さくだ しょうこ 佐久田 祥子
17	北谷町住民福祉部	部長	いは こうはん 伊波 興繁
18	上勢保育所	所長	やまうち くみこ 山内 久美子
19	北谷町教育委員会	教育次長	ひが よしのり 比嘉 良典
20	浜川幼稚園	副園長	まつしま ともこ 松島 朝子

資料 3 : 北谷町附属機関設置条例

平成20年12月24日

条例第22号

改正 平成25年 3月28日条例第7号

平成25年12月20日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、町が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び担当事務)

第2条 本町が設置する附属機関の名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北谷町行政区域改善審議会条例（昭和50年北谷町条例第28号）

(2) 北谷町総合計画審議会条例（昭和55年北谷町条例第35号）

(3) 北谷町史編集委員会条例（昭和56年北谷町条例第18号）

(4) 北谷町障害児保育運営委員会設置条例（昭和58年北谷町条例第19号）

(5) 北谷城史跡整備基本構想策定審議会設置条例（平成3年北谷町条例第26号）

(6) 北谷町情報公開及び個人情報保護制度審議会条例（平成12年北谷町条例第11号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に附属機関の委員である者は、この条例の規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は旧条例等の規定による任期の残任期間とみなす。

附 則（平成25年条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
町長	北谷町行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。
	北谷町男女共同参画会議	男女共同参画の施策について審議すること。
	北谷町行政区域改善審議会	行政区域に関する事項について調査審議すること。
	北谷町情報化推進委員会	情報化推進に関する重要事項を調査審議すること。
	北谷町高齢者保健福祉計画審議会	高齢者保健福祉計画に関する事項について調査審議すること。
	北谷町老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所措置の要否の判定に関すること。
	北谷町次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議すること。
	北谷町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事項について調査審議すること。
	北谷町児童館運営委員会	児童館の運営方針及び利用計画について審議すること。
	北谷町予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査審議すること。
	教育委員会	北谷町就学指導委員会
北谷町幼稚園教育振興計画策定委員会		幼稚園教育振興計画に関する事項について調査審議すること。
北谷城史跡整備基本構想策定審議会		北谷城及びその周辺の史跡整備について調査審議すること。

資料4：「北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ

◆ニーズ調査の実施

平成26年2月、子育て家庭の皆さんの生活実態や保育ニーズを把握するため、アンケートを配布しニーズ調査を実施。町内在住の未就学児(0～5歳児)約2,000人へ郵送、また町内在住の小学1年生～3年生の約1,400人へは小学校を通じての配布・回収を行った。

回収率：就学前児童33.3%、小学校低学年児童64.9%

◆北谷町子ども・子育て会議の開催

平成26年5月「子ども・子育て支援事業計画」の策定や、子ども・子育てに関する施策の推進について、子育て支援に携わっている事業者、学識経験者や子育て中の保護者の方々の意見を反映させるため、北谷町子ども・子育て会議(委員20名構成)を設置。

◆北谷町子ども・子育て会議開催日程及び会議資料

開催日	次第	会議資料
第1回 平成26年 5月27日	委嘱状及び辞令交付式 北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①子ども・子育て支援事業計画について ・策定について ・北谷町における保育等の現状 ・ニーズ調査結果 ・人口推計 ②その他	資料1 子ども・子育て支援事業計画について 資料2 町の保育等の現状について 資料3 北谷町子ども・子育て支援に関するニーズ調査集計結果のまとめ 資料4 北谷町子ども・子育てニーズ調査結果よりポイントのまとめ 資料5 人口推計について 資料6 北谷町子ども・子育て支援に関するニーズ調査票(小学校用・就学前用)
第2回 平成26年 7月1日	新制度勉強会 第1部 「子ども子育て支援新制度について」 かみざと社会福祉研究所・所長神里博武氏 第2部 「学童保育の現状と課題について」 NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 理事・垣花道朗氏	資料1 子ども・子育て支援新制度について 資料2 学童保育の現状と課題について 参考資料 ・なるほどBOOK すくすくジャパン! ・For Children 子どもたちのために、わたしたちにできること
第3回 平成26年 7月25日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①教育・保育の提供区域 ②教育・保育事業等の「量の見込み」 ③新制度に関する各種基準案	資料1 教育・保育の提供区域について 資料2 教育・保育事業等の「量の見込み」について 資料3 新制度に関する各種基準案について

開催日	次第	会議資料
第4回 平成26年 8月25日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①条例の整備についての報告 ②教育・保育事業等の確保の方策	資料1 教育・保育事業等の「確保方策」について 資料2 町基準案の国基準との相違点について 参考資料 ・“階層別保育料及び児童数”及び“要保護・準要保護児童生徒数の推移”
第5回 平成26年 9月26日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」 ②任意記載事項や次世代育成支援行動計画	資料1 地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について 資料2 任意記載事項や次世代育成支援行動計画について
第6回 平成26年 10月29日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①町全体確保方策の訂正 ②任意記載事項や次世代育成支援行動計画・計画の骨子案の検討	資料1 教育・保育事業の訂正について 資料2 任意記載事項や次世代育成支援行動計画・計画の骨子案の検討について
第7回 平成27年 2月19日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①「北谷町子ども・子育て事業計画」(案)について	資料1 北谷町子ども・子育て支援事業計画(素案・たたき台) 参考資料 ・平成27年度保育料基準額表(案)

◆北谷町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見募集

ホームページより意見募集を行う。

募集期間：平成27年2月25日(水)～3月13日(金)

期間中に寄せられたご意見：0件

北谷町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月策定

発行 北谷町

沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

編集 北谷町役場 子ども家庭課

電話：098-936-1234（内線 255）

編集協力 株式会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 115 番地の1

電話：098-888-3090

